

広島県人権啓発推進プラン (第6次)

《素案》

令和8(2026)年〇月

広 島 県

目 次

本編

第1章	はじめに.....	1
1	策定の趣旨.....	1
2	プランの位置づけ.....	1
3	プランの計画期間.....	1
第2章	目指す姿と基本的な考え方.....	2
1	目指す姿（5年後の人権啓発の姿）.....	2
2	基本的な考え方.....	3
	（1）人権に関する基本的な知識の習得.....	3
	（2）権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権啓発.....	3
第3章	各人権課題に対する取組.....	4
1	女性.....	4
2	子供.....	8
3	高齢者.....	11
4	障害者.....	14
5	同和問題.....	17
6	外国人.....	19
7	性的マイノリティの人々.....	21
8	感染症患者等.....	23
9	刑を終えて出所した人.....	26
10	犯罪被害者及びその家族等.....	28
11	インターネット上の人権侵害.....	30
12	国及び他団体と協力していく分野.....	32
	ア 北朝鮮当局によって拉致された被害者等.....	32
	イ アイヌの人々.....	33
第4章	総合的かつ効果的な啓発の実施.....	35
1	総合的かつ効果的な啓発.....	35
	（1）人権課題全般の周知.....	35
	（2）情報の共有と活用.....	35
	（3）多様な手法による啓発の実施.....	35
2	人材育成.....	36
	（1）人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等.....	36
3	プランの推進体制.....	36
	（1）関係機関との連携.....	36
	（2）フォローアップ及び見直し.....	36

資料編

1	用語解説.....	37
2	関係法令.....	42
3	参考資料.....	45
	（1）世界人権宣言.....	45
	（2）日本国憲法（抄）.....	50
	（3）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	54
	（4）人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）.....	56
	（5）広島県人権教育・啓発指針.....	101
	（6）広島県人権教育推進プラン.....	105
4	人権関係年表.....	107

凡例

本文中の「関連する県計画」はプラン策定時の直近のものを掲載しています。

第 1 章

はじめに

1 策定の趣旨

本県では、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいいきと生活できる社会をつくるため、平成 14 年 11 月に「広島県人権啓発推進プラン」を策定しました。これまで、4 回の改定※を重ねながら、プランに基づき、様々な人権啓発の取組を推進してきましたが、依然として、いじめや子供・高齢者・障害者への虐待、配偶者等からの暴力、差別文書の送付などの人権侵害事案が発生していることから、人権尊重の意識向上に、引き続き取り組む必要があります。

また、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）に対する社会の関心の高まりや、インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害の深刻化など、人権課題が多様化・複雑化しており、こうした課題への対応が求められています。

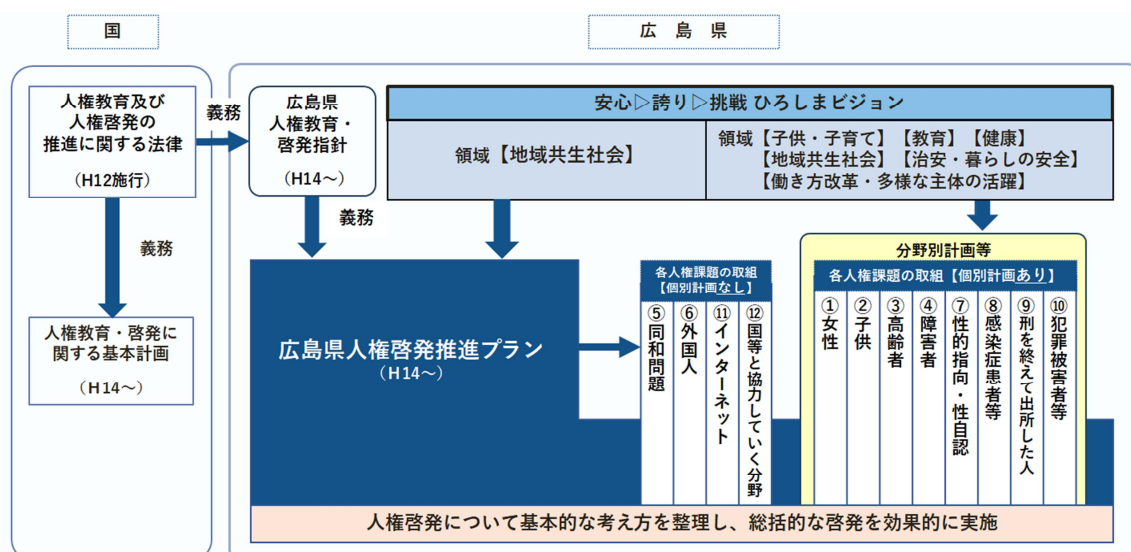
加えて、それぞれの人権課題ごとに実施している啓発をより効果的・効率的に行っていくためには、取組の連携を一層推進していくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、今後 5 年間の取組をまとめた「広島県人権啓発推進プラン（第 6 次）」を策定するものです。

※ 平成 18 年 3 月、平成 23 年 1 月、平成 28 年 3 月、令和 3 年 3 月

2 プランの位置づけ

「広島県人権啓発推進プラン」は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 147 号）第 5 条に基づき、本県の基本方針等を定めた「広島県人権教育・啓発指針」（平成 14 年 5 月策定）の人権啓発部分に係る実施計画に位置づけます。



3 プランの計画期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間

第 2 章

目指す姿と基本的な考え方

1 目指す姿（5年後の人権啓発の姿）

- 人権意識を高める啓発を受ける機会が広がり、個々人の性別※、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識が醸成されています。

成果指標	現状値	目標値
「広島県はお互いの人権を尊重し合う ができている」と感じる人の割合 【広島県調べ】	37.1% [R 7]	42.0% [R 12]

- 多様性を認め尊重し合う意識が県民に醸成されることを目指し、類似の調査を実施している他県の5年間の上昇幅を参考に設定しています。
- このプランは目指す姿に向けて関係する様々な人権課題への取組のうち「人権啓発」をとりまとめたものであり、人権課題ごとに「関連指標」を設定し、動向をモニタリングします。
- この「関連指標」は、その課題に関連する県の計画がある場合は、それぞれの計画において設定された成果指標とその目標を、また、関連する県の計画がない場合はその課題に関連の深い統計数値を指標としています。
- 「成果指標」と「関連指標」については、その動向を毎年度検証・分析し、結果を施策に反映させていきます。

※ 性別には、身体的な男性と女性の区別だけでなく、自分の性別に対する認識である「ジェンダーアイデンティティ」や、恋愛や性愛の対象となる性である「性的指向」などの概念を含みます。

2 基本的な考え方

(1) 人権に関する基本的な知識の習得

内閣府の世論調査※（令和4年度）によると、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを「知っている」と答えた人の割合は85.6%と高い水準にあるものの、いまだ「知らない」と答えた人も一定数存在しています。

このため、憲法をはじめとした人権に関わる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発に引き続き取り組みます。

※ 出典：「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）
全国18歳以上の日本国籍を有する人を対象に実施
〔参考〕平成29年度調査（うち18歳以上）：「知っている」と答えた人の割合81.4%

(2) 権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権啓発

お互いの人権と尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、すべての人が、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、自己の人権を守ることはもちろんのこと、他者の人権にも十分に配慮して行動することが求められます。

そのため、全ての人が権利の享有主体であるということへの理解を深めることが重要であり、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害されそうになった場合などに、自分の権利を守る方法があること」などについて、正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、態度や行動等において、確実に根付いていくことを目的とした啓発に取り組みます。

第 3 章

各人権課題に対する取組

1 女性

日本国憲法では、法の下での平等がうたわれ、性別により差別されないとされています。

これまで、「男女共同参画社会基本法」、「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などの法的整備が行われ、男女が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められてきたことにより、社会のあらゆる分野で女性の参画は着実に進んできていますが、一方で、職場や家庭における、性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しています。

また、性犯罪・性暴力のほか、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアルハラスメントなどの人権侵害に対応するため、「DV防止法」、「ストーカー規制法」、「男女雇用機会均等法」の改正などの立法的措置がとられていますが、女性が抱える困難な問題は、性的な被害や、家庭関係の破綻、生活困窮など、多様化するとともに複合化、複雑化していることから、令和6年に「女性支援法」が施行され、人権尊重等の視点から、切れ目のない包括的な支援を行うこととされました。

本県では、「広島県男女共同参画推進条例」を制定し男女共同参画推進の基本理念を定めるとともに、関連する県計画※に基づき、性別にかかわらず誰もが、互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、啓発を行っています。

また、困難な問題を抱える女性への支援やDV防止について、関連する県計画※に基づき、相談支援に関する啓発を行っています。

※ この項において関連する県計画は次のとおり

- ・わたらしい生き方応援プランひろしま（令和8～12年度）
- ・広島県DV防止・女性支援計画（令和8～12年度）

現状・課題

- 性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアルハラスメント等による女性の人権侵害は、依然として深刻な状況にあります。

また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを誰にも相談しない場合も多くみられ、DV被害や困難な状況にある女性への支援等に関する情報を提供する必要があります。

- 若年層においてDVについて十分に認識されていないため、若年層が加害者、被害者、傍観者にならないよう、DV等に係る正しい知識や困難な状況にある女性が相談可能な窓口に関する啓発を行う必要があります。

- 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスは十分に解消されておらず、自分らしい選択ができていると感じている人の割合も伸び悩んでいます。また、性別に関する意識について、親や配偶者等の周囲からの影響を受けていると感じている人が多いですが、こうした影響により自分らしい生き方の選択肢を狭めている可能性があることから、県民一人ひとりが当事者であることに気づく必要があります。
- 性別にかかわらず誰もがその個性と能力を十分に発揮し安心して働き続けることができる社会の実現に向け、法整備を含め社会全体の気運は醸成されつつあり、本県の女性の就業率は着実に上昇していますが、依然として、男女間の管理職及び役員に占める割合の差や賃金格差が存在しているほか、家庭での家事・育児は女性に偏っている現状があります。このため、性別にかかわらず誰もがライフイベントと両立しながら働くことができるよう、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を促進し、出産や育児等により離職した女性の再就職の支援や企業内での登用促進、男性の育児休業の取得促進の意義や重要性について事業者や従業員等の理解を深める必要があります。

取組の方向

県民にDV、ストーカー、性被害、ハラスメント等のあらゆる暴力や人権侵害を認めない意識の浸透を図るとともに、被害を受けた際の相談窓口に関する啓発を行います。

性別にかかわらず自分らしい選択ができる気運を醸成するための、意識改革を図る啓発を行います。

また、誰もが様々なライフステージに応じて自らが望む働き方ができ、その意欲と適性に応じて職場において能力を発揮できる環境整備に向けた啓発を行っていきます。

実施にあたっては関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

(1) 困難な状況にある女性の権利擁護の推進

- 「女性支援法」に基づく「女性相談支援センター」や「DV防止法」に基づいて設置した「配偶者暴力相談支援センター」及び市町の相談窓口等について、困難な状況にある女性や暴力被害を受けた女性等、誰もが相談・保護・支援を受けられるよう身近な相談窓口として周知を図ります。〔健康福祉局こども家庭課〕
- より早期から、対象に応じてデートDVやDVに関する正しい知識の啓発を行います。〔健康福祉局こども家庭課〕
- 性被害に遭った場合、被害を抱え込まずに相談できる環境を確保するため、「性被害ワンストップセンターひろしま」において24時間365日相談対応により、関係機関と連携し、医療や法律等の専門的支援を行うとともに、小・中・高・大学生などの若年層に対し、性被害とは何か、被害に遭った際の相談方法、相談機関等についての啓発を行います。〔環境県民局県民活動課〕
- 配偶者暴力や性暴力等のあらゆる暴力などに対して、認知の段階から対処に至るまで、関係部門が情報共有・連携の上、被害者の安全確保に向け、正しい理解と認識を深めるための啓発や被害が深刻化する前の早期相談につながる啓発を行います。〔健康福祉局こども家庭課〕

- 夫婦や家族のこと、職場の人間関係など、様々な悩みに対する相談事業を行うエソール広島の認知向上を図り、DVや人間関係の悩みなどにおいて被害が深刻化する前の早期相談を促します。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕
- 配偶者暴力やストーカー事案への迅速かつ的確な対応が図られるよう、警察官に対する必要な研修を実施します。〔警察本部人身安全対策課〕
- セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど様々なハラスメントの防止に向け、職場におけるハラスメント防止に関する国の指針等の周知を含めた企業等への啓発、相談窓口の周知などに取り組みます。〔商工労働局人的資本経営促進課〕

関連指標	現状	目標	備考
デートDVの認知度 (高校生)	53% 〔R7〕	80% 〔R12〕	「広島県DV防止・女性支援計画」より
性被害ワンストップセンター ひろしまの活用割合	17.4% 〔R6〕	18.6%以上 〔R12〕	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より

(2) 性別による役割分担意識の解消

- エソール広島において、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた講演会や講座等を実施するとともに、より多くの県民に性差に係る固定観念に関する気づきにつなげるため、県民参加型の啓発事業を実施します。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕
- 国、市町、企業、団体等と連携協力し、講演会や各種イベント等において、男女共同参画の視点に配慮した情報発信を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれずに共に活躍することが大切だと思う人の割合	— (R8調査予定)	現状値を把握した上で設定 (R12)	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より

(3) 女性活躍の促進

- 県内企業が女性活躍を経営戦略として推進するため、経済団体等と連携したセミナー等の開催などにより、経営者等への女性活躍やダイバーシティ経営の重要性・必要性の認知度向上や、誰もが働きやすい職場環境づくりへの意識改革を推進し、県内企業における女性従業員の採用拡大、人材育成、管理職等への登用に向けた理解促進を図ります。〔商工労働局人的資本経営促進課〕
- 性別にかかわらず、誰もがその意欲と適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、女性従業員を対象として、管理職など指導的立場への登用促進に向けたスキルアップ研修等を開催するとともに、企業や業種を超えた豊かな人的ネットワークを形成できる機会を提供することにより、働き続けることや、管理職等へのキャリアアップに挑戦することに対する女性の意欲向上を図ります。〔商工労働局人的資本経営促進課〕

- 取得期間の長期化なども含む県内企業の男性育児休業等の取得促進に向け、企業等に対して男性の育児休業制度の周知を図るとともに、他企業の参考となる優良事例の収集や、様々な形での情報発信を行い、男性従業員や企業に対し理解促進を図ります。〔商工労働局人的資本経営促進課〕
- 当事者の意識啓発や行動変容につながる情報発信等を通じて、男性の家事・育児への参画を促進し、家庭内での女性への家事・育児の偏りの軽減につなげていきます。
また、当事者だけでなく、若い世代や企業、社会全体の意識改革を進め、家庭内で夫婦（パートナー同士）が話し合って家事・育児を分担し、協力して取り組む「共家事・共育て」の定着を図っていきます。〔健康福祉局子供未来応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
「女性のキャリア応援コーナー」を通じた就職率	37.5% 〔R7〕	広島労働局管内の就職率以上	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より
県内事業所における指導的立場に占める女性の割合	19.6% 〔R7〕	30.0% 〔R12〕	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より
男性の育児休業取得者のうち取得期間が1ヶ月以上の割合	49.1% 〔R6〕	80.0% 〔R12〕	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より

（１）～（３）共通

- 県民を対象とした人権啓発イベントで資料展示を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより女性の人権について啓発を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

2 子供

子供の人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において、「児童の最善の利益の考慮」などの考え方が示されています。

一方で、子供の人権問題として、学校やSNS・インターネット上でのいじめの事案が、依然として大きな社会問題となっており、また、インターネット利用の普及を受けて、児童買春・児童ポルノといった性犯罪や性暴力の被害者となる事案が発生するなど、子供の権利利益の擁護は喫緊の課題となっています。

こうした中、令和5年4月には、子供の権利利益の擁護等を任務とするこども家庭庁が設置され、あわせて、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

本県では、「広島県青少年健全育成条例」を制定し、青少年はあらゆる生活の場において心身ともに健やかに成長するよう配慮されなければならないと規定しています。

また、関連する県計画※に基づき、すべての子供たちが、社会の宝として、生育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことができ、子供を持ちたいと思う人が安心して子供を持ち、育てられる社会の実現に向けて啓発を行っています。

※ この項において関連する県計画は次のとおり

- ・ ひろしま子供の未来みんなで応援プラン（令和7～11年度）
- ・ 第2期広島県地域福祉支援計画（令和6～11年度）

現状・課題

- 体罰等によらない子育てをしている親の割合は増加していますが※、体罰等を肯定している親や、子育ての困り感、育てにくさ等からやむを得ず体罰等をしている親が一定数いることから、引き続き、子供への体罰の悪影響や相談窓口、児童虐待の通告義務及び児童相談所虐待ダイヤル等について周知を図ることが重要です。
- いじめの重大事態が増加傾向にあることから、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に係る取組の充実が必要です。
- ヤングケアラーの課題は、本人や家族に自覚がない場合や周囲が気づかないために表出化しづらいという特徴があり、必要な支援につながりやすく、また、家庭内の様々な事情により本人等が相談や支援を希望せず、本来必要な支援から遠ざかっている場合があるため、当事者が助けを求める声をあげやすくなるよう、本人・家族への意識啓発や、ヤングケアラーへの県民理解を促進する必要があります。
- 判断能力が不十分である子供については、性被害を認識することや、自ら被害を申し出ることが困難な場合があるため、特に年齢の低い小学生への啓発強化を図っており、今後も継続的な取組が必要です。
- 子供のインターネット利用が増加する中、SNS等を介したトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が高いことから、子供や保護者の情報リテラシーの向上が必要です。

※ 「体罰等によらない子育てをしている親の割合」 H29：76.0% ⇒ R2～5 平均：82.6%
出典：「母子保健等に関する実施状況調査」（広島県）

取組の方向

すべての子供の人権が尊重され、子供の健やかな育成がはかれるよう、配慮が必要な子供たちについての理解促進や、体罰や虐待、いじめ、性被害などの人権侵害の防止に向けた啓発を行います。

実施にあたっては関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（１）子供の権利擁護の推進

- 子供への体罰の禁止や虐待が子供に及ぼす悪影響、望ましい子育ての方法等について、子育て世代や、将来親になる若年層を主なターゲットとして、ホームページやSNS等の若者に届きやすい媒体を活用して周知を図り、体罰によらない子育てを推進します。〔健康福祉局こども家庭課〕
- 児童虐待の通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、市町等の相談窓口を、子供や子育て世代をはじめ、広く県民に周知し、虐待の予防や早期支援に取り組みます。〔健康福祉局こども家庭課〕
- 「広島県いじめ防止基本方針」を踏まえ、学校内のいじめ防止委員会の機能化など、組織的な生徒指導を行い、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応につなげます。〔教育委員会豊かな心と身体育成課〕
- 学校等におけるいじめ防止のための取組実践例をイベント等の場で発表するなど、保護者や家庭に向けた子供の見守り支援に係る啓発を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課、教育委員会豊かな心と身体育成課〕
- 当事者が助けを求める声をあげやすくなるよう、本人・家族への意識啓発や、ヤングケアラーへの県民理解を促進する啓発活動に取り組みます。〔健康福祉局地域共生社会推進課〕
- 関係機関と連携し、広島県青少年健全育成条例を適正に運用するとともに、性被害の未然防止に繋がるよう、広報啓発を実施します。また、子供・若者が被害を抱え込まずに、相談機関に相談できるよう、若年層に対し、性被害とは何か、被害に遭った際の相談方法、「性被害ワンストップセンターひろしま」の周知などの啓発に取り組みます。〔環境県民局県民活動課〕

関連指標	現状	目標	備考
体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	81.3% [R 6]	87.3% [R11]	「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」より
児童虐待により死亡した児童数	0人 [R 7]	0人 [R11]	「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」より
いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）	71.6% [R 6]	76.0% [R12]	「広島県教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針」より
ヤングケアラーについて知っている人の割合	44.4% [R 7]	70.0% [R11]	「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」より

（２）子供の防犯推進・非行の防止

- フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の利用促進等、インターネットの適正な利用について、子供の発達段階に応じた啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を実施します。
〔環境県民局県民活動課〕
- 学校等における犯罪防止教室の開催等を通じて、子供の防犯意識を高め、犯罪被害から守る取組を強化するとともに、加害者にもならないための規範意識を醸成します。
〔警察本部少年対策課〕

関連指標	現状	目標	備考
フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の利用率	32.1% [R 7]	50.0% [R11]	「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」より

（１）、（２）共通

- 県民を対象とした人権啓発イベントで資料展示を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、子供の人権について啓発を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

3 高齢者

国では、「高齢社会対策基本法」に基づき、「高齢社会対策大綱」を策定し、基本的かつ総合的な高齢社会対策を講じています。また、「高齢者虐待防止法」により、高齢者の権利擁護のための取組が行われています。

高齢者の割合が大きくなっていく中で、高齢者が暮らしやすい社会をつくることは、他の世代の人にとっても優しく暮らしやすい社会の実現につながります。すべての世代の人が「超高齢社会」を構成する一員として、互いに支え合いながら冷静かつ真摯に取り組み、希望が持てる未来を切り開いていく必要があります。

また、急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人の数が増加する中で、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができることを目的として、令和6年には、「認知症基本法」が施行され、同法に基づいて策定された、「認知症施策推進基本計画」において、各種施策が講じられています。

本県では、関連する県計画※に基づき、高齢者が健やかに自分らしく輝き、安心して生活できるよう啓発を行っています。

※ この項において関連する県計画は次のとおり

- ・第9期ひろしま高齢者プラン（令和6～8年度）
- ・第2期広島県地域福祉支援計画（令和6～11年度）

現状・課題

- 本県の65歳以上人口は総人口の30.1パーセント（令和7年1月1日現在）を占め、今後も人口減少・高齢化などの人口構造の変化に伴い、高齢化率は上昇していく見込みです。
- 社会参画をしている高齢者は「安心感」や「生きがい」を感じる割合が高く、高齢者の活躍が社会の活力の維持にもつながることから、高齢期になっても希望に応じた仕事や地域活動などに参画し続けられるような機会づくりを促進していく必要があります。
- 介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族などによる本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった高齢者に対する深刻な人権侵害が依然として発生していることから、虐待の通報義務や相談窓口について更なる周知を図る必要があります。
- 高齢単身世帯の増加や認知症高齢者の増加を踏まえ、こうした高齢者やその家族が安心して生活できるよう、地域全体で支える社会づくりについて地域や関係者などの理解を深めるための啓発が大切です。

取組の方向

高齢者が尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう、高齢者の権利擁護に向け、認知症への正しい理解や虐待防止に向けた啓発に取り組みます。

高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりに向けて、情報提供や啓発を行います。

実施にあたっては関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

(1) 認知症や高齢者の人権についての理解の促進

- 「老人の日」(9月15日)の全国キャンペーンに合わせ、9月を県の老人保健福祉月間とし、期間中の県や関係団体の取組について、県ホームページへの掲載により周知を図り、広く県民に対し、高齢者の福祉について関心と理解を深めるための機会を提供します。〔健康福祉局地域共生社会推進課〕
- 「世界アルツハイマーデー」(9月21日)を起点とした1週間を「オレンジリング週間(認知症理解促進強化週間)」とし、この期間を中心に、認知症の理解促進を目的とした啓発イベントを実施します。〔健康福祉局地域共生社会推進課〕
- 市町や企業等と連携し、認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターを養成します。〔健康福祉局地域共生社会推進課〕

関連指標	現状	目標	備考
認知症サポーター養成数	399,311人 〔R7〕	436,000人 〔R11〕	「第9期ひろしま高齢者プラン」より

(2) 高齢者の権利擁護の推進

- 県民及び養介護施設等に対し、高齢者虐待に係る通報義務や相談窓口について周知するとともに、虐待発見時には速やかに通報するよう促します。〔健康福祉局介護政策課〕
- 高齢者が被害に遭いやすい犯罪の発生状況、最新の手口や防犯対策について、関係機関や団体と連携し、高齢者サロンや会合などの機会をとらえ、高齢者の記憶に残る広報啓発活動や防犯指導を行います。〔警察本部生活安全総務課〕

(3) 地域や職場における高齢者の活躍推進

- 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣やシニア総合スポーツ大会、シルバー作品展開催などの事業を通じ、高齢者が生きがいを持ち、これまで培った知識・技能を活かして、地域活動などに積極的に取り組むことができる環境づくりを推進します。〔健康福祉局健康づくり推進課〕
- 高齢者の社会参画を推進するため、老人クラブ活動の意義や魅力を高めるとともに、その組織や機能が十分に発揮できるよう、市町、市町社会福祉協議会等と連携し、活動の活性化のための啓発活動を促進していきます。〔健康福祉局地域共生社会推進課〕
- 高齢者が戦力として活躍している企業の取組事例を収集し、発信することにより、企業に対して高齢者雇用を進めるノウハウを提供し、高齢者の積極的な雇用の働きかけを行います。〔商工労働局雇用労働政策課〕

関連指標	現状	目標	備考
地域活動等への参加率 (40～64 歳)	35.9% [R 7]	前回調査より 向上 [R11]	「第 9 期ひろしま高 齢者プラン」より
地域活動等への参加率 (65 歳以上)	55.5% [R 7]	前回調査より 向上 [R11]	「第 9 期ひろしま高 齢者プラン」より

(1) ～ (3) 共通

- 県民を対象とした人権啓発イベントで資料展示を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、高齢者の人権について啓発を行います。[環境県民局わたらしい生き方応援課]

4 障害者

障害の有無にかかわらず、すべての人々が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、国では、「障害者の権利に関する条約」の批准にあたり、「障害者基本法」の改正や、「障害者総合支援法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」などの国内法の整備が進められました。これらに基づき、「障害者基本計画（第5次）」が策定され、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策が総合的に推進されています。また、「障害者雇用促進法」により、障害のある人がその適性と能力に応じて働くことができるよう、雇用の一層の促進が図られています。近年の立法的措置としては、令和6年度に、「改正障害者差別解消法」が施行され、行政機関等に加え、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供が義務付けられました。

また、令和6年7月の最高裁判所による旧優生保護法の違憲判決を受けて、国では、同年12月に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定されました。

本県では、平成7年に「広島県福祉のまちづくり条例」を制定し、以来、障害者や高齢者を含む全ての人々が、自由に行動し、社会参加ができる誰もが住みよいまちづくりに向けて継続的な取組を行っています。

また、令和7年に「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例）」及び「広島県手話言語条例」を制定し、障害者の情報保障の強化や手話言語の認識普及等を通じて、社会全体の相互理解の促進に取り組んでいます。

さらに、関連する県計画※に基づき、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消並びに障害者の自立及び社会参加の支援のための啓発を行っています。

※ この項において関連する県計画は次のとおり

- ・第5次広島県障害者プラン（令和6～11年度）
- ・第2期広島県地域福祉支援計画（令和6～11年度）

現状・課題

- 県の調査（令和5年度）では、障害のある人が困っているときに、手助けをしたことが「ある」と答えた人の割合が68.9%、手助けをしたことが「ない」と答えた人の割合は27.1%※¹となっており、特に若い世代においては、障害への理解はあっても、手助け等の行動に移すことができていない傾向にあります。共生社会の実現を図るためには、幅広い年齢層の人々が障害や障害者に関する理解を促進し、併せて、障害者への配慮等を実践できるようになることが重要です。
- 令和3年5月に「障害者差別解消法」の改正が行われ、民間事業者に対しても、合理的配慮を法的義務とすることが定められたことから、法の趣旨を周知していく必要があります。
- 法定雇用率は上昇傾向にあり、今後もより規模の小さい企業に障害者雇用の義務化が進むと考えられる中、障害者が県内企業に就労し、より活躍できる環境整備に取り組む必要があります。

- 養護者や使用者、障害者福祉施設従事者等による障害者に対する虐待が依然として発生していることから※²、障害者虐待防止や通報義務について、市町や事業者、学校、医療機関等への周知を図る必要があります。

また、虐待発見時の速やかな通報を確保するため、窓口の周知やそれを受ける市町、事業者等の職員の人材育成・普及啓発の推進が重要です。

※ 1 出典：県政世論調査（広島県）

※ 2 養護者による虐待相談・通報件数（認定件数）R 6：131 件（44 件）

施設内虐待相談・通報件数（認定件数）R 6：75 件（12 件）

取組の方向

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々の権利が守られ、お互いを認め合い、共に創っていく社会の実現に向けて、障害の特性や必要な配慮等をはじめとした障害や障害者に関する正しい知識の啓発に取り組みます。

障害者が自らの意思で社会参画の機会や場を選択し、様々な機会を通じて、持てる能力を発揮し、生きがいを持って暮らせる社会の実現に向けて、雇用・就労の促進のための啓発を実施します。

実施にあたっては関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（１）障害や障害者に関する理解の促進

- 誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、障害や障害者に関する理解を促進し、併せて、障害者への配慮等の実践をすすめるため、「あいサポート運動」を推進します。
〔健康福祉局障害者支援課〕
- 障害者に対する差別・偏見の解消や、各障害の特性・配慮の方法についての理解を深めることを目的とする「あいサポート運動」の取組等の中で、民間事業者に対して「合理的配慮の提供義務化」に係る普及啓発を推進していきます。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 外見からは分からないが、配慮や援助を必要とする方のための「ヘルプマーク」や、障害者に関するマークをより広く周知し、配慮や支援を必要としている障害者と支援をする者を結び付けるなど、障害者がより早期かつ効果的に支援を得られやすくなるよう、普及啓発を行います。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため、家族会が実施する学習会等を支援します。〔健康福祉局疾病対策課〕

関連指標	現状	目標	備考
県が実施する「あいサポート運動」に係る研修の受講者数	2,391 人 〔R 7〕	2,800 人 〔R11〕	「第 5 次広島県障害者プラン」より

(2) 障害者に対する虐待の防止

- 虐待事案の未然防止及び早期発見のため、市町職員及び障害福祉サービス事業者等並びに、学校、保育所等、医療機関及び放課後児童クラブ等の関係者を対象とした虐待防止・権利擁護研修を毎年開催し、設置・管理者の受講を徹底します。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 県障害者権利擁護センターにおけるパンフレットの作成・配布、ホームページ等による情報発信等により、障害者虐待の防止や通報義務等について、障害者、養護者及び事業者等への普及啓発活動に努めます。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 定期的に障害者虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組むとともに、これらの体制や取組について、定期的に検証を行い、必要に応じて見直し等を行います。〔健康福祉局障害者支援課〕

(3) 地域や職場での障害者の活躍推進

- 障害者の就業支援のため、障害者雇用優良事業所の知事表彰を行い、先進事例から学ぶための企業見学会の開催や啓発資料による周知広報等を実施し、企業の障害者雇用についての理解促進に取り組みます。〔商工労働局雇用労働政策課〕

関連指標	現状	目標	備考
障害者雇用義務を有する県内企業の障害者雇用率	2.54% 〔R7〕	法定雇用率 以上 〔R12〕	「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」 より

※法定雇用率は障害者の雇用状況等により算定され、R8年7月から2.7%に引き上げられました。

(1) ～ (3) 共通

- 県民を対象とした人権啓発イベントで資料展示を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、障害者の人権について啓発を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

5 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の重大な人権問題です。

昭和40年の「同和対策審議会答申」において、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」とされ、この答申を受けて昭和44年に施行された「同和対策事業特別措置法」をはじめとする特別法に基づいて、本県においても、各種の特別対策を行ってきました。その結果、同和地区における生活環境の改善などの物的な基盤整備は成果を上げ、一般地区との格差が大きく改善されるなど、おおむねその目的を達成できる状況となったことから、平成13年度末の特別法（地対財特法）の失効に伴い、特別対策は終了しました。その後は、同和問題の解決に向けた取組は一般施策の中で実施されています。

また、差別意識の解消を目指して、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」を軸に、国や県、市町による教育・啓発の取組が推進されてきました。一方で、部落差別が依然として存在し続けている状況を受け、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28年に「部落差別解消推進法」が施行されました。

本県では、県民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるための啓発を推進しています。

現状・課題

- 結婚や就職等における差別をはじめとして、差別発言、差別落書きのほか、個人を誹謗・中傷する差別的な言動や誤った情報がインターネット上で書き込まれるなどの事案が依然として発生しています。
- 同和問題は根拠のない不合理な差別であるという正しい知識と理解を深めるための人権啓発が重要です。
- 同和問題は、憲法がすべての国民に保障している基本的人権にかかわる課題であり、私たち一人ひとりが解決に取り組む必要があります。

取組の方向

県民一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、偏見や差別を防止するとともに、自らに関係がある問題として向き合っていくことができるよう、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。

具体的な取組

同和問題についての正しい知識の普及啓発

- 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や啓発活動を行うための支援を行い、地域における人権を尊重する意識の醸成や、同和問題をはじめとした人権課題の解決に取り組みます。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

- インターネット上の差別情報について、市町や関係機関等からの情報提供や随時検索などにより状況を把握するとともに、このような人権侵害を無くすための人権尊重の意識を高める啓発を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕
- 公正な採用選考により、就職機会が均等に確保されるよう、事業主に対し国と連携して啓発を行います。〔商工労働局雇用労働政策課〕
- 新規採用職員を対象とする「初任（前期）研修」など、県職員を対象に実施している研修において、県職員が正しい知識を習得できるよう取り組みます。〔総務局人事課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントで資料展示等を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、同和問題について啓発を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） 〔広島法務局〕： 同和問題に対する差別待遇	0件 〔R7〕	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数〔広島法務局〕： 同和問題に対する差別待遇	7件 〔R7〕	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html

6 外国人

社会における一層の国際化の進展や、外国人労働者の増加等に伴い、県内に在留する外国人は、令和7年末時点で72,628人であり、増加傾向にあります。

基本的人権の享有は、我が国に在留する外国人についても等しく保障されており、国においては、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」等を踏まえ、外国人の平等の権利と機会の保証、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等の取組が実施されてきました。

一方で、就労の場面や日常生活において、言語や習慣の相違等に起因する問題が生じています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動である、いわゆるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねないことから、平成28年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

また、外国人の技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るために平成29年に施行された「技能実習法」には、技能実習生に対する人権侵害行為等についても禁止規定等が設けられました。

本県では、県内に居住している外国人が安心して生活できるよう、県民に対し、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、世界の人たちとともに生きていくという意識を育むための啓発を行っています。

現状・課題

- 言語、宗教、習慣等の様々な違いを背景に様々な問題が生じており、依然として本県に居住している外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況が存在するとともに、地域とのつながりが希薄で孤立しやすい状況もみられます。

これらの状況を踏まえ、本県に居住している外国人が、地域において孤立することなく安心して生活できるよう、多様性を認め、ともに生きていくという意識を育むための啓発を行う必要があります。

- ヘイトスピーチについては、街頭における過激なデモ等は減少傾向が見られるなど、社会に一定の変化が生じています。一方で、インターネット上では、引き続き不当な差別的言動が見られ、態様は変化しながらヘイトスピーチは存在し続けていることから、引き続き、ヘイトスピーチの解消に向けた啓発・理解の促進が必要です。

取組の方向

県民が異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。

県内企業での外国人労働者の受入・定着を促進し、また、外国人労働者に対する不平等な取扱いがなされないことがないよう、職場環境の整備に向けた啓発を行います。

具体的な取組

(1) 外国人が安心して生活できる環境整備

- ひろしま多文化共生連絡協議会を開催し、市町及び国等の関係機関と連携強化を図り、本県に居住している外国人の課題の共有やその解決に向けた取組を行います。〔地域政策局国際課〕
- 公益財団法人ひろしま国際センターや市町と連携し、外国人相談窓口の運営及び対応する相談員等の研修会を行い、外国人の人権に関する相談等に適切に対応します。〔地域政策局国際課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） 〔広島法務局〕： 外国人に対する差別待遇	0件 〔R7〕	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数 〔広島法務局〕： 外国人に対する差別待遇	3件 〔R7〕	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

(2) 外国人労働者の受入に向けた環境づくりの推進

- 外国人材の雇用に課題を抱えている企業等を対象とし、専門家による定着に向けた計画策定やアドバイス等の伴走支援を実施するとともに、セミナー等の実施により適切な受入れ環境整備に関する有益な情報発信を行います。〔商工労働局産業人材課〕
- 就労に必要な日本語の習得を促進するため、外国人労働者への日本語学習及び企業における日本語学習支援体制の構築のためのコーチング支援を行います。〔商工労働局産業人材課〕

(1)、(2) 共通

- 県民を対象とした人権啓発イベントで資料展示を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、外国人の人権について啓発を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

7 性的マイノリティの人々

性的マイノリティであることを理由として、社会の様々な場面で偏見や差別に苦しんだり、生きづらさを感じたりしている人々がいます。

国では、平成16年の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の施行により、一定の条件を満たす場合には性別の取扱いの審判を受けることができるようになりました。また、世界保健機構（WHO）は、性同一性障害を精神疾患から削除し、新たに「性別不合（Gender Incongruence: GI）」として位置付けています。

令和2年の「労働施策総合推進法」の改正では、労働者の性的指向・ジェンダーアイデンティティについて暴露することや屈辱的な言動をすることは、パワーハラスメントに該当するとされ、事業主に防止対策が義務付けられました。

令和5年には、「LGBT理解増進法」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識のもと、国、地方公共団体、事業主等の役割等が定められました。

本県では、関連する県計画※等に基づき、性的指向やジェンダーアイデンティティ（SOGI）にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、性の多様性に関する正しい知識と理解を深めるための啓発に取り組んでいます。

※ この項において関連する県計画は次のとおり

・わたらしい生き方応援プランひろしま（令和8～12年度）

現状・課題

- 性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性についての認識は広がりつつあるものの、依然として、同意のない性的指向・ジェンダーアイデンティティの暴露（アウティング）が起きるなど、地域や職場、学校など様々な場面で周囲の無理解・偏見等によるハラスメントや、差別的な取扱い等を受け、社会生活においても様々な課題に直面し、生きづらさや困難を抱えている現状があることから、周囲の方を含め、理解を促進する必要があります。
- 自分の性的指向やジェンダーアイデンティティについて打ち明けること（カミングアウト）で相手との関係が壊れるのではないかと不安に思ったり、日常生活の中で偏見や差別、周囲の無理解等で悩みを抱えたりしているにもかかわらず、周りの人に相談できずにいる人がいることから、安心して相談できる相談窓口を周知する必要があります。

取組の方向

性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する知識の普及や、互いを尊重する意識の醸成に向けた啓発を行うとともに、当事者が抱える生きづらさ等を解消に向けて、相談窓口等の情報提供を行います。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

(1) 性的マイノリティの人々や性の多様性についての正しい知識や理解等の促進

- 企業や医療機関、福祉施設などで相談を受ける立場の人や、人事担当者など人権啓発に携わる人に対して、性的マイノリティの人々の現状や、必要な配慮についての理解を一層深めるための研修や、企業・団体向けの会議等の場を活用した性の多様性に関する啓発を行うなど、理解の促進を図ります。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕
- 自分の周りに、性的指向・ジェンダーアイデンティティに悩んでいる人や、当事者がいる可能性があることを知ってもらえるよう、人権イベントの開催や啓発資料の作成・配付など、様々な機会を捉えた啓発を市町や関係団体と連携して取り組み、性の多様性に関する県民理解を促進します。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

(2) 性的マイノリティの人々の権利擁護の推進

- 性的指向やジェンダーアイデンティティに関する悩みを抱えている人が、エソール広島における「LGBT相談」などの相談窓口を知り、気軽に利用できるよう、相談窓口の認知度の向上に取り組みます。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
「「LGBTQ+」という言葉を知っていて内容も理解している」と答えた人の割合	28.7% (R7)	50.0% (R12)	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より

8 感染症患者等

感染症については、医学的に見て不正確な知識や、思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症の患者や、その家族のみならず、医療従事者等に対する偏見や差別意識が生じることがあります。

国では、平成10年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定され、感染症の患者等の人権を尊重することがうたわれました。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）については、令和7年に改正された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において、科学的に根拠のない情報や誤解、最新の科学的知見に基づく正しい知識の習得が十分でないことによる偏見・差別が存在しており、エイズ対策を阻害する要因となり得ることから、HIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識の習得等による偏見・差別の撤廃とともに、多様性に関する国民の理解が重要であることが追加されました。

ハンセン病については、令和元年に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の制定及び「ハンセン病問題基本法」が改正され、元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意が示されました。

また、新型インフルエンザ等の感染者等については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」において、令和3年の改正より新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族等の人権が尊重され、何人も新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等を受けることのないようにするための規定が設けられました。

本県では、関連する県計画※に基づき、患者等個人の意思や人権を尊重するとともに、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発を行っています。

※ この項において関連する県計画は次のとおり

- ・ 広島県感染症予防計画（第5版）（令和6年3月改訂）
- ・ 広島県エイズ対策推進指針（平成30年3月）

現状・課題

- HIVは感染を予防することが可能であるとともに、感染した場合も治療法が進歩しており、早期診断・早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を抑え、通常の生活を送ることが可能です。HIVに対するこのような理解は、社会に浸透しつつありますが、過去の情報等から定着した固定観念等に起因する、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別は依然として存在しています。
- ハンセン病は、感染しても発病する可能性は極めて低く、現在では、治療薬が存在し、治癒する病気です。しかし、誤った認識による偏見や差別が根深く残存していることが、令和5年に実施された国の全国的な意識調査※においても明らかになっています。

こうした偏見や差別意識をなくすために、広く県民に正しい情報を提供するなど啓発を行う必要があります。

- 令和２年以降、新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行を引き起こし、感染症やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別等の様々な人権問題が顕在化しました。とりわけ、近年は、ＳＮＳ等の普及もあり、一たび感染症に関する不正確な情報が発信された場合には瞬く間に拡散され、感染症の患者等に対する偏見や差別等を助長することにつながりかねません。こうした事例を踏まえ、県民一人ひとりが感染症について正しい知識を持ち、人権を尊重するために、思いやりのある行動が行えるよう啓発を行う必要があります。

※出典：「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」（厚生労働省）

取組の方向

県民一人ひとりが感染症に対する正しい知識を持ち、感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する誤解や偏見・差別を防止するため、感染症についての正しい知識と理解の普及を図ります。

具体的な取組

（１）ＨＩＶ／エイズに関する正しい知識の普及啓発

- 世界エイズデー等の啓発週間に合わせて、U＝Uの考えを中心とした最新の正しい知識の普及と理解促進のためのイベントの実施やＳＮＳでの情報発信を行うとともに、関係機関と連携し、会議や研修を行います。〔健康福祉局健康危機管理課〕

（２）ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発

- ハンセン病について、元患者等の社会復帰支援策を講じるとともに、差別偏見の解消のため、正しい知識の普及啓発を行います。〔健康福祉局健康危機管理課〕

（３）新型インフルエンザ等の感染等に関する正しい情報の提供及び啓発

- 感染症の特性や予防接種を含めた感染症予防に関する最新の知見に基づく知識の普及啓発について、ＳＮＳ等の様々な媒体を活用した情報提供を行い、感染者やその家族・医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を防止します。〔健康福祉局健康危機管理課〕

（１）～（３）共通

- 感染症に係る人権侵害防止のため、感染症の正しい知識について、イベントの開催や普及啓発冊子の作成・配布等、様々な機会を活用した啓発を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課、健康福祉局健康危機管理課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局]： 疾病患者に対する差別待遇	0件 [R7]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数 [広島法務局]： 疾病患者に対する差別待遇	1件 [R7] （HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他疾病患者 1件）	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html

9 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別は根強く、社会復帰を目指す人たちにあって、現実には厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人等が、地域社会に包摂され、安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、受け入れる地域社会における理解と協力が必要不可欠です。

国では、平成28年度施行の「再犯防止推進法」において、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進する等、再犯防止施策を推進することとされ、同法に基づき令和5年3月に策定された「再犯防止推進計画」による取組が進められています。

本県では、関連する県計画※に基づき、矯正施設退所者の地域定着を支援しているほか、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を行っています。

※ この項において関連する県計画は次のとおり

- ・ 第2期広島県地域福祉支援計画（令和6～11年度）
- ・ 第2次広島県再犯防止推進計画（令和8～12年度）

現状・課題

- 刑を終えて出所した人に対する更生支援について、これまで直接支援に携わったことのない県民にとっては、身近なテーマとして十分に認知されている状況とは言えません。
- 令和7年に内閣府が行った「更生保護制度に関する世論調査」によると、保護司、保護観察官、更生保護施設等、更生保護に携わる人や団体などを「いずれも知らない」と答えた人の割合は18.4%、「保護司を頼まれた場合進んで引き受ける」人の割合が4.4%と、社会の興味・関心、協力意欲の低さが懸念されています。

※ 出典：「更生保護制度に関する世論調査」（内閣府）

取組の方向

犯罪・非行をした人が、立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会の実現に向けて、県民の関心を高め、理解を促進するための啓発を行います。

実施にあたっては関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

再犯防止についての県民の関心及び理解の促進

- 犯罪や非行の防止と、立ち直り支援への正しい理解を深める取組である“社会を明るくする運動”について、様々な広報媒体や広報手法を用いて広報・啓発を推進します。〔環境県民局県民活動課〕
- 市町や福祉関係分野の支援者等を対象に、更生支援に関する状況の説明や情報提供を行う会議や研修を実施し、更生支援の取組や理解を深めることに取り組みます。〔環境県民局県民活動課〕

- 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて資料展示等を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、刑を終えて出所した人に対する理解を深めるための啓発を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
更生支援について国との連携が構築された市町数	—	4 市町 〔R12〕	「第2次広島県再犯防止推進計画」より

10 犯罪被害者及びその家族等

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症による精神的、経済的な苦しみにもかかわらず、うわさやインターネット上での中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成17年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、施策の基本理念や国・地方公共団体の責務や実施する施策への国民の協力責務を規定しました。

また、同法に基づき、令和8年3月に策定された「第5次犯罪被害者等基本計画」による取組が進められています。

本県では、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができる社会の実現に向け、犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を定めた、「犯罪被害者等支援条例」を令和4年に制定し、また、犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方や施策の方向等を定める「犯罪被害者等支援に関する取組方針」を策定し、犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい対応を保障され、安心を取り戻せるよう、各種利益の保護や県民の理解促進等、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発を行っています。

※ この項において関連する県計画は次のとおり

・「減らそう犯罪」第6期ひろしまアクション・プラン（令和8～12年度）

現状・課題

- 犯罪被害者やその家族が様々な困難な状況に置かれていることや被害からの回復には長い時間を要するという実情が理解されず、また、名誉、プライバシーなど個人の尊厳に配慮されていない状況が依然として続いています。
- 犯罪被害者等が置かれた状況や支援の必要性などに対する県民の理解を深めるための啓発を行うとともに、被害の潜在化を防ぎ必要な支援を受けることができるよう、犯罪被害者等支援窓口の周知に取り組む必要があります。
- また被害者は事件直後だけでなく、数年にわたって被害の影響を受けることから、必要な支援を行う機関の活用が重要です。

取組の方向

犯罪被害者等が平穏な生活を営むためには、社会全体の理解や配慮が重要となることから、県民一人一人の理解を促し、犯罪被害者等を社会全体で支えていくという機運を醸成する啓発を行います。

具体的な取組

（1）当事者が置かれる状況への理解促進

- 犯罪被害者等が置かれた状況などに対する県民の理解を促進するとともに、犯罪被害者講演会や街頭啓発キャンペーン等を市町や民間支援団体関係機関と連携して実施します。〔環境県民局県民活動課、警察本部警察安全相談課〕

(2) 当事者の権利擁護の推進

- 犯罪被害者等支援施策に関する情報などを一元的に集約し、犯罪被害者等や支援員等が幅広く活用できるよう県のホームページ上で発信します。〔環境県民局県民活動課〕
- 「被害者支援センター」に総合相談窓口をワンストップ化し、アクセスしやすい環境を整え、相談窓口を活用してもらえるよう、周知を行います。〔環境県民局県民活動課〕
特に潜在化しやすい性被害については、性被害に遭った場合、被害を抱え込まずに相談機関に相談できる環境を確保するため、性被害の相談窓口である「性被害ワンストップセンターひろしま」について、小・中・高・大学生など若年層に対し、性被害とは何か、被害に遭った際の相談方法、相談機関等の啓発を行います。〔環境県民局県民活動課〕
- 犯罪被害者等支援施策に取り組む意義及び必要性についての理解を深め、各機関の役割分担や情報共有、支援のあり方等についてノウハウを積み上げ、機能を充実させるため、被害者支援に携わる関係者等を対象とした研修等を実施します。〔環境県民局県民活動課〕
- 公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた、公益社団法人広島被害者支援センターに対する助言・指導及び財政的支援を行います。〔警察本部警察安全相談課〕
- 捜査過程における二次的被害の防止・軽減を目的として、犯罪被害者等が受ける精神的、経済的及び身体的被害の軽減を図るための支援活動の充実強化及び国の「犯罪被害者等基本計画」に沿った施策に関する研修を推進します。〔警察本部警察安全相談課〕

(1)、(2) 共通

- 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、資料展示等を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、犯罪被害者等の人権について啓発を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
「被害者支援センター」の活用割合	44.7% [R7]	51.0% [R12]	「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」 より

11 インターネット上の人権侵害

インターネットは、人々の生活の利便性向上に欠くことのできないツールとなり、生活を豊かにしている一方で、一たびインターネット上で人権侵害が行われると、情報が瞬く間に拡散し、削除が極めて困難になるといった特徴から、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。また、様々なインターネット上の誹謗中傷事案が生じており、各人権課題に横断的にかかわるテーマとして対策が求められる状況にあります。

国では、令和6年に「プロバイダ責任制限法」を改正し、発信者情報の開示手続きの簡易化や、大規模プラットフォーム事業者に対して権利侵害情報への対応の迅速化及び削除基準の策定・公表等による運用状況の透明化を義務づけるとともに、法律名も改められました（「情報流通プラットフォーム対処法」）。さらに、令和4年に、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化している実態への対処として、侮辱罪の法定刑の引き上げが行われました。

また、個人情報の取扱いに関しては、平成15年に「個人情報保護法」が制定され、平成29年5月から、個人情報を取り扱うすべての事業者に、令和5年4月から、地方公共団体の機関・地方独立行政法人について、同法が適用されることとなりました。

本県では、「広島県個人情報保護条例」により、県の機関が保有する個人情報の適正な取扱いを規定するなど、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発を行っています。

現状・課題

- インターネットが、人々の生活に欠くことのできないツールとなる中、インターネット上での個人等に対する誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、性被害などの人権侵害は後を絶たない状況にあります。また、近年では、AIを悪用したディープフェイクや災害時のデマ等の問題も発生しています。
- インターネット利用にはルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが重要であること、また、インターネットによる人権侵害を受けた場合に相談できる窓口や対処法などについて啓発を行う必要があります。

取組の方向

インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害を防ぎ、被害者にも加害者にもならないための、適正なインターネット利用についての啓発や、被害を受けた場合の救済手段について、周知啓発を行います。

※様々な人権課題を横断する人権課題として設定しています。

具体的な取組

(1) 被害者にも加害者にもならないための適正なインターネット利用の推進

- SNSやインターネット掲示板への個人を誹謗中傷する書き込み等に関する県民からの相談に対して必要な助言を行います。また、不正に個人情報を入手するウイルスや偽・詐欺サイト等について、県民に対してホームページ等での情報発信による注意喚起を行います。〔警察本部サイバー犯罪対策課〕
- インターネットを利用したサイバー犯罪の被害を未然に防止するため、県民に対して広報資料の発信及びサイバー犯罪被害防止のための講演・セミナーの開催等、広報啓発活動を実施します。〔警察本部サイバー犯罪対策課〕
- インターネット上の差別情報について、市町や関係機関等からの情報提供や随時検索などにより状況を把握するとともに、このような人権侵害を無くすための人権尊重の意識を高める啓発を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕【再掲】
- フィルタリングの利用促進等、インターネットの適正な利用について、子供の発達段階に応じた啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を実施します。〔環境県民局県民活動課〕【再掲】
- インターネット上の人権侵害の被害に遭った際に相談できる窓口について、県ホームページ等を通じて周知を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
サイバー犯罪相談件数	4,161 件 [R 7]	—	「県警本部集計」より

(2) 個人情報保護についての正しい知識の普及啓発

- 個人情報保護制度について、個人情報の適正な取扱いを促進するため県ホームページによる個人情報保護制度に関する情報提供、県民や事業者からの個人情報に関する相談への対応や県職員を対象とした個人情報保護制度についての研修会開催などを行います。〔総務局総務課〕

(1)、(2) 共通

- 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、資料展示等を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、インターネット上の人権侵害について啓発を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

12 国及び他団体と協力していく分野

ア 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致問題は重大な人権侵害であり、平成 18 年には「北朝鮮人権侵害対処法」が施行され、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

国は、令和 7 年までに、既に帰国した 5 名を含む 17 名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を推進しています。

本県では、北朝鮮当局による拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を行っています。

現状・課題

- 現在においてもこの問題は解決されておらず、長年にわたり拉致被害者等への人権侵害は続いています。拉致問題を早期に解決するため、国民及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

取組の方向

北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めていきます。

具体的な取組

北朝鮮当局による拉致問題等に関する理解促進と関心の向上

- 国・市町との共催により、映画上映会などの啓発事業を行うとともに、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12 月 10 日から 12 月 16 日）に合わせて、国作成ポスターの掲示、県ホームページ、SNS など様々な媒体を活用した啓発活動を実施します。〔地域政策局国際課、警察本部外事課〕
- 北朝鮮による拉致問題に対する県民の関心と認識を深めるため、県民を対象とした人権啓発のイベントにおいて資料展示や、人権啓発冊子の作成・配布等により、北朝鮮当局による拉致問題等について啓発を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） 〔広島法務局〕： 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0 件 〔R 7〕	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数 〔広島法務局〕： 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0 件 〔R 7〕	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

イ アイヌの人々

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族です。

アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、令和元年に「アイヌ施策推進法」が施行されました。

アイヌ施策推進法では、国及び地方公共団体に対し、教育活動、広報活動等を通じ、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないとしています。また、何人もアイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないとしています。

本県では、アイヌの人々について正しい理解と認識を深めるための啓発を行っています。

現状・課題

- 本県は、地理的な関係等から、アイヌの人々について理解や知識を深める機会が十分あるとはいえない状況にあるため、人権啓発のイベントの場や人権啓発冊子配布等の機会を活用し、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための啓発が必要です。
- 令和4年の内閣府調査※では「アイヌの人々に対する差別や偏見の有無」について、「ない」が28.7%、「わからない」が49.7%となっており、課題への関心及び認識が低い状態であることから、引き続き国と連携し、課題の認識を深める取組を行う必要があります。

※ 出典：「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）

取組の方向

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、歴史や文化を含めた正しい知識の普及や理解が深まるように、国等と連携し、啓発を行います。

具体的な取組

アイヌの人々に関する正しい知識の普及と理解の促進

- アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、アイヌの人々が尊重される社会の実現を目指して、一人ひとりの人権意識を高め、アイヌの人々に対する理解を深めるための啓発活動を推進する国の方針を踏まえ、関係団体と協力しながら、県民を対象とした人権啓発イベントで資料展示や、人権啓発冊子の作成・配布などにより、アイヌの人々について啓発を行います。〔環境県民局わたらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局]： アイヌの人々に対する差別待遇	0 件 [R 7]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数 [広島法務局]： アイヌの人々に対する差別待遇	0 件 [R 7]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html

第4章

総合的かつ効果的な啓発の実施

1 総合的かつ効果的な啓発

(1) 人権課題全般の周知

県民が親しみをもって参加できる、人権啓発イベントの実施や人権全般を対象とした冊子の作成・配付などの啓発活動の実施により、県民の人権課題全般に対する関心や理解の底上げを図るための啓発を行います。

また、人権課題は社会の変化に伴って新たに生起し、又は顕在化するものであるため、第3章で示した類型に該当しない人権問題についても、的確に状況の把握を行い、関係部署と連携して速やかに対応するなど、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する啓発等の取組を進めます。

人権諸条約の審査において、差別を受けやすい特定の属性が存在していることを前提に、複数の属性が重複することに起因して、複合的又は加重的な形態の差別を受けるといったいわゆる「複合差別」の問題が指摘されています。特定の個人に複数の属性が重複すると、より深刻な差別を受けることや、差別を受けた場合の救済方法が個別の属性に応じたものとして設定されているため、救済にたどり着かないといった問題があります。こうした、いわゆる複合差別の観点を踏まえ、特定の個人に複数の属性が重複することによって差別や困難さが複雑化・深刻化することについて、周知し、理解促進を行います。

(2) 情報の共有と活用

広島県人権施策推進協議会等の場で共有した人権啓発の情報を元に、好事例を活用することで取組を充実させていきます。

また、人権に関する意識調査などの統計データを活用し、効果的・効率的に理解を深めてもらうような取組を進めていきます。

(3) 多様な手法による啓発の実施

県民に対して、より効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため、新聞・雑誌・テレビ・ラジオのマスメディアやホームページ、ソーシャルメディアなどについて、特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用するとともに、地元のスポーツチームと連携した広報活動など、多様な手法による啓発を継続的に粘り強く実施します。

関連指標	現状	目標	備考
様々な人権課題について、人権を尊重することが大切だと思う人の割合	— (R8調査予定)	80.0% [R12]	「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」 より

2 人材育成

(1) 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県職員に対しては、「広島県人権問題職場研修実施要綱」に基づき職場研修を実施するとともに、広島県自治総合研修センターにおいても人権に関する研修を実施します。

市町職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者などに対しては、それぞれが実施する研修等のための教材やプログラムを提供するなど各実施主体による取組に対して支援します。

また、「ビジネスと人権」の取組に関し、企業にも人権尊重の責任があるとされていること、このような責任は業種や企業規模、職種を問わず求められることを踏まえ、民間企業などの事業所で人権啓発を担当する職員に向け、必要な知識を習得するための研修の実施や、人権研修に活用できる人権啓発DVDの貸出や啓発冊子の提供等による支援を行います。

3 プランの推進体制

(1) 関係機関との連携

広島県人権教育・啓発指針（平成14年5月14日決定）に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、広島県人権施策推進協議会※¹において、人権啓発活動の企画・実施等について情報共有や意見交換を行うとともに、県内市町及び広島県人権啓発活動ネットワーク協議会※²と連携・協力します。

※1 広島県人権施策推進協議会：庁内の部局及び行政委員会で構成された組織

※2 広島県人権啓発活動ネットワーク協議会：広島法務局、広島県、広島市、広島県人権擁護委員連合会、社会福祉法人広島県社会福祉協議会及び社会福祉法人広島市社会福祉協議会で構成された組織

(2) フォローアップ及び見直し

本プランに基づく施策について、成果指標・関連指標や取組実績により実施状況を毎年度点検し、その結果をとりまとめ、県ホームページ等において県民に公表します。併せて、広島県人権施策推進協議会において、点検で判明した課題や取組実績等を共有し、課題の改善に向けた対応や好事例の活用など、本計画のフォローアップを行っていきます。

また、人権をめぐる諸状況の把握に努めるとともに、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向などを考慮し、新たな課題についても適切に対応する必要があることから、適宜、状況を踏まえながら、それぞれの取組に反映していきます。

1 用語解説

用 語	解 説	掲 載 ページ
あ		
あいサポート運動	県民を始め、企業・団体等が「様々な障害特性」、「障害のある方が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解し、実践することにより、誰もが暮らしやすい共生社会をつくっていく運動。平成 21 年 11 月に鳥取県で開始し、平成 23 年 4 月には島根県、平成 23 年 10 月に広島県でも開始した。	15
アンコンシャス・バイアス	「無意識の思い込み」などと表現され、自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のこと	4、 5
え		
A I	コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）等を行う、人間の知的能力を模倣する技術。Artificial Intelligence（人工知能）の略	30
エイズ	「後天性免疫不全症候群」のこと。H I V感染を原因として生じた免疫不全の状態、及びこの免疫不全を原因として、様々な日和見感染や、場合によっては悪性腫瘍等が合併した状態のことをいう。	23、 24
H I V感染	H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しているが、エイズを発症していない状態	23、 25
S N S	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるW e bサイトの会員制サービスのこと	8、 9、 24、 31、 32
エソール広島	広島県女性総合センターの愛称。広島県の男女共同参画を促進するための拠点施設として、「情報・研修・相談・支援・チャレンジ支援」の 5 部門を柱とする事業を実施している。	6、 22
L G B T L G B T Q L G B T Q +	「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシャル）」、「Transgender（トランスジェンダー）」の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。L G B T Q +の「Q」は、自分の性のあり方を決めたくない、探している「Questioning（クエスチョニング）」、あるいは性的マイノリティを包括的に表す表現「Q ueer（クィア）」、「+」は、さらに様々な性のあり方があることを意味している。	21、 22
き		
北朝鮮当局による拉致問題等	北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題	32
け		
県障害者権利擁護センター	障害者に対する虐待を防ぐため、「障害者虐待防止法」に基づき設置。主に使用者（障害のある人を雇用する事業主など）による虐待など、障害のある人の権利を脅かす行為に気づいたときの相談、通報、届出の窓口を運営している。	16

用 語	解 説	掲 載 ページ
こ		
合理的配慮	障害者が日常生活又は社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられるべき措置のこと	14、 15
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為の意。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。	11、 12
し		
ジェンダーアイ デンティティ (性自認)	自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。例えば、「私は女性である」「私は男性である」などの、自分の属する性別についてのある程度の一貫性を持った認識のこと	1、 2、 21、 22
児童虐待	保護者などによる、子供の心身の成長や発達に有害な影響を及ぼす行為をいう。「児童虐待防止法」では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢、放置）及び心理的虐待が児童虐待と定義されている。	8、 9、 10
児童相談所虐待 対応ダイヤル 「189」	虐待かもしれないと思った時等に、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号	8、 9
障害者虐待	「障害者虐待防止法」では、虐待の主体に着目して、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待の三つに分類し、行為については、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待及び経済的虐待の五つに分類している。	14、 15、 16
障害者虐待防止 ネットワーク推 進会議	「障害者虐待防止法」第39条の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関や民間団体等との連携協力体制の整備を推進することを目的とした会議	16
障害者に関する マーク	障害のある方に配慮した施設であることや、様々な障害について分かりやすく表示するためのマークや標示	15
情報リテラシー	情報化社会で情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力	8
女性のキャリア 応援コーナー	再就職を希望する子育て世代の女性やキャリアチェンジを目指す女性など、「県内で働くことを希望するすべての女性等」を対象に、キャリアカウンセラーの資格を持つ相談員による、自身の働き方やキャリア等に関する個別の相談対応や、就職活動に関する情報提供を行う、県が設置する窓口	7
新型コロナウイルス 感染症	人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症。COVID-19	24
人権擁護委員	「人権擁護委員法」（昭和24年法律第139号）に基づき、法務局・地方法務局等と連携しながら、全国各地で人権啓発を含む人権擁護活動を行う民間ボランティア。市町村からの推薦を受け法務大臣が委嘱する。	36
す		
ストーカー	好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その相手などに対して、つきまとい等の行為を反復して行うこと又はそれを行う人	4、 5、 6

用 語	解 説	掲 載 ページ
せ		
性自認	「ジェンダーアイデンティティ」を参照。	1
性的指向	恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。例えば、「男性が好き」「女性が好き」「男性と女性の両方が好き」「男性と女性の両方が好きではない」などのこと	1、 2、 21、 22
性的マイノリティ	レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー（LGBT）など、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称	21、 22
性被害ワンストップセンターひろしま	性犯罪・性暴力被害者に対し、ワンストップの支援を実施することを目的に県が設置する相談窓口	5、 6、 9、 29
世界エイズデー	世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が1988年に制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。	24
セクシュアルハラスメント	性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。「男女雇用機会均等法」においては、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること」、または「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。	4、 6
そ		
ソーシャルメディア	ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。	35
SOGI	性的指向を示す「Sexual Orientation」とジェンダーアイデンティティを示す「Gender Identity」の頭文字をとった略称。SOGIは身体的な性などと共に、人間の性を構成する要素であり、誰もが有しているもの	21
た		
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。（広島県男女共同参画推進条例第2条第1項）	4、 6
て		
デートDV	結婚前の恋人間の身体的、精神的、性的暴力のこと	5、 6
と		
共家事・共育て	家庭内で夫婦（パートナー同士）が話し合って家事・育児を分担し、協力して取り組むこと	7
に		
認知症	アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、うつ病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患は除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態	11、 12

用 語	解 説	掲 載 ページ
認知症サポーター	自治体等が開催する所定の養成講座を受講することで、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を手助けしたり、見守ったりする地域のボランティア	12
は		
配偶者等からの暴力（DV）	「DV防止法」上の「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含み、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等から、引き続き暴力を受ける場合の当該元配偶者等も含んでいる。 また、「暴力」とは、「DV防止法」の定義と同義であり、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）を指す。 「広島県DV防止・女性支援計画」においては、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力も対象としている。	1、 4、 5、 6
犯罪被害者等	犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。	28、 29
ハンセン病	らい菌による感染症で、基本的には皮膚と末梢神経の病気である。遺伝病ではなく、感染力は極めて弱い。しかしながら、患者が強制的に入所させられたことなどから、強い感染力を持った恐ろしい病気であるという誤ったイメージが定着した。有効な治療薬により完全に治り、早期に治療すれば、身体に障害が残ることはない。治癒した後に残る変化は後遺症にすぎず、回復した人に接触しても感染することはない。	23、 24、 25
ひ		
広島県人権啓発活動ネットワーク協議会	県内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とする協議会（平成10年11月26日発足）	36
広島県人権問題職場研修実施要綱	県職員一人ひとりが、人権問題を正しく認識し理解を深めるとともに、人権尊重の理念に根ざした社会の確立に向け、それぞれの行政分野において、適切な対応が行える力を培うことを目的とした人権問題職場研修の実施について定めたもの	36
ふ		
フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）	一般的な意味では「ろ過」することだが、コンピュータやWeb等インターネットの世界では「情報ろ過」を指す。情報ろ過としては、未成年者に対する成人サイトや有害情報サイト等からの保護等が代表的な例であり、携帯電話事業者等から有害サイトへのアクセスを制限するサービスが提供されている。	10、 31
複合差別	複数の要因が重なり、複合的、加重的な形態の差別を受けること。複数の要因が重なることで、より深刻な差別を受けることや、差別を受けた場合の救済方法が個別の属性に応じたものとして設定されているため、救済にたどりつかないことなど、被害の深刻化が懸念されている。	35
プロバイダ	インターネットサービスプロバイダ。インターネットに接続できるサービスを提供する事業者のこと	30
ほ		
法定雇用率	「障害者雇用促進法」（昭和35年法律第123号）により、一定以上の規模の事業主に義務付けられている障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）の雇用割合	14、 16

用 語	解 説	掲 載 ページ
ま		
マタニティハラ スメント	妊娠・出産・育児休業などを理由とする、解雇・雇い止め・降格 などの不利益な取扱いのこと。	6
や		
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認め られる子ども・若者	8 、 9 、 10
ゆ		
U＝U	Undetectable＝Untransmittable を略したもの。治療によりウイル ス量が一定基準未満に抑え続けられていれば、性的接触により他者 に感染することはないという事実を啓発するキャッチコピー	24

2 関係法令

本文中の表記	法律の名称	掲載ページ
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）	4
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）	4
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）	4
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）	4
DV 防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）	4、5
ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）	4
女性支援法	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）	4、5
児童福祉法	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	8
教育基本法	教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）	8
こども基本法	こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）	8
高齢社会対策基本法	高齢社会対策基本法（平成 7 年法律 129 号）	11
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）	11
認知症基本法	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）	11
障害者基本法	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）	14
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）	14
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）	14

本文中の表記	法律の名称	掲載ページ
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 65 号)	14
障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号)	14
同和対策事業特別措置法	同和対策事業特別措置法 (昭和 44 年法律第 60 号) ※昭和 57 年 3 月廃止	17
地対財特法	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和 62 年法律第 22 号) ※平成 14 年失効	17
部落差別解消推進法	部落差別の解消の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 109 号)	17
ヘイトスピーチ解消法	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 68 号)	19
技能実習法	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 (平成 29 年法律第 89 号)	19
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (平成 15 年法律第 111 号)	21
労働施策総合推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭和 41 年法律第 132 号)	21
L G B T 理解増進法	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (令和 5 年法律第 68 号)	21
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)	23
ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 (令和元年法律第 55 号)	23
ハンセン病問題基本法	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (平成 20 年法律第 82 号)	23
新型インフルエンザ等対策特別措置法	新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号)	23
再犯防止推進法	再犯の防止等の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 104 号)	26
犯罪被害者等基本法	犯罪被害者等基本法 (平成 16 年法律第 161 号)	28

本文中の表記	法律の名称	掲載ページ
プロバイダ責任制限法	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）	30
情報流通プラットフォーム対処法	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）	30
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）	30
北朝鮮人権侵害対処法	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 18 年法律第 96 号）	32
アイヌ施策推進法	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号）	33

3 参考資料

参考資料(1)

世界人権宣言

昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日

第 3 回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たつては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教

育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

参考資料(2)

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が

自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

参考資料(3)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日公布・施行

(法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

参考資料(4)

人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）

平成 14 年 3 月 15 日閣議決定（策定）

平成 23 年 4 月 1 日閣議決定（変更）

令和 7 年 6 月 6 日閣議決定（改定）

第 1 章 はじめに

「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）第 7 条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定されるものである。

そして、我が国の人権教育・啓発施策は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する「日本国憲法」の下で、平成 14 年に策定された基本計画（以下「第一次計画」という。）に沿って進められてきた。

しかし、第一次計画の策定以降、社会や経済を取り巻く情勢が大きく変化したこともあいまって、我が国の人権状況は大きく様変わりしている。第一次計画においても指摘されていた国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、それによって各人権課題における問題状況が複雑化するなど変化したほか、社会における人権意識の高まりとともに新たに生起又は顕在化した人権課題も存在している。

とりわけ、近年においては、様々な人権課題に関連して、インターネットを介した人権侵害が深刻化しているところ、このような状況が更に進むことによって、社会の分断を招き、ひいては、基本的人権の根幹を揺るがすおそれが生じることにもなりかねない。

また、国外の動きに目を向けると、第一次計画がよりどころとしていた「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」が平成 16 年に終了した後、国連では「人権教育のための世界計画」を実施しているほか、企業に対して人権尊重に向けた取組を求める「ビジネスと人権」に関する国際的な要請が高まるなどしており、人権に関する国際的潮流の動向にも変化が生じている。政府においては、第一次計画に掲げられた人権教育・啓発における基本理念や推進方を基礎にしつつ、新たに生起又は顕在化した人権課題についても、必要に応じて人権啓発活動強調事項に取り上げるなどしながら施策を行ってきたところであるが、第一次計画策定後の社会経済情勢や国際的潮流の動向を踏まえ、各種人権課題の解決に向け、人権教育・啓発に関する施策の更なる推進を図るため、新たな基本計画を定めることとする。

第 2 章 第一次計画策定後の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向

1 人権をめぐる社会経済情勢の変化

第一次計画策定後の社会経済情勢の変化は著しいものがあるが、特に、以下の点に留意する必要がある。

(1) 国際化

令和 6 年 6 月末の我が国の在留外国人数は 358 万 8,956 人と過去最高を記録した。政府は、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、目指すべきビジョンの一つとして、「外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別

や偏見なく暮らすことができる社会」を掲げ、各種取組を進めている。

国際化は、都市部のみならず国内全ての地域で進んでおり、文化的背景の相違や無理解等による偏見や差別が依然として少なからず存在している。前記ビジョンを実現するためには、全ての人が多様性を尊重し、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深めていくことが求められている。

また、経済活動の国際化も進んでいる。情報化ともあいまって、個人が日常的に国際的電子取引を行っているほか、多くの企業が世界各地に拠点を設けており、我が国は、特にアジア諸国と共にサプライチェーンを整備し、各国と強い経済的結びつきを有している。

(2) 情報化

平成 20 年代から、情報の拡散力が圧倒的に高い SNS が登場するとともに、スマートフォンが普及し、インターネット利用が飛躍的に進んだ。それにより全ての国民が、情報を瞬時に日本全国のみならず世界に向けて発信することが可能となった。このような情報化社会は、人々の生活を豊かにしている一方、一たびインターネット上で人権侵害が行われると、情報が瞬く間に拡散し、インターネット上に残存して削除が極めて困難になるといった特徴から、インターネット上の人権侵害が深刻化している。また、様々なマイノリティの人々を対象としたインターネット上の誹謗中傷事案が生じており、各人権課題に横断的に関わるテーマとなっている。

政府においても、①「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を改正し、発信者情報の開示手続の簡易化や大規模プラットフォーム事業者への対応の迅速化及び運用状況の透明化の義務付けをしたほか、②「刑法」を改正して侮辱罪の法定刑を引き上げるなどの対応を行った。また、総務省や法務省といった関係省庁等においても、インターネット上の人権侵害による被害に関する相談窓口を強化するなどの対応を行っている。

もっとも、各相談窓口等に寄せられる被害件数自体は高止まりを続けており、抜本的な解決には至っていないため、青少年を含め、全世代を対象としたインターネット利用に関する教育・啓発は重要な課題である。

そして、インターネット上の人権侵害は、加害者が匿名であることが多い上、必ずしも被害者への恨みなどの私的感情を背景として行われるものに限られず、社会的に非難され得る行為に及んだ人物に対して、自己の正義感に基づいて行った言論が誹謗中傷に発展しているケースや、閲覧数を増加させて広告収入を得ることを目的としているケースなど、その動機には様々なものが存在するという特質を有している。このことを踏まえ、今後は、被害者にならないための留意点や被害者になった場合の対応の周知を継続しつつ、加害者にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発にも重点を置く必要がある。

また、インターネット上の人権侵害については、誹謗中傷等の投稿を削除することができる立場にあるプロバイダ等の事業者による自主的取組が望まれるところである。最近では、インターネット上の暴力的な表現等について、独自のアルゴリズムや AI などを用いて積極的に削除するなど自主的な取組を進めている事業者も出てきており、事業者側の意識にも変化が生じつつある。そのため、インターネット上の人権侵害を解消するためには、今後も、こうした事業者による自主的取組が継続されるよう推奨することが重要である。

(3) 少子高齢化

令和5年の男性の平均寿命は81.09年、女性の平均寿命は87.14年である。

一方、同年の合計特殊出生率は、8年連続で低下して1.20となり、過去最低となった。このように、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、65歳以上の者の割合が人口の21パーセントを超える超高齢社会を迎えており、「人生100年時代」といわれる現代において、超高齢社会への対応は喫緊の課題である。

身体的・経済的虐待等の人権侵害の被害から高齢者を守るという側面の取組は継続していくことが必要であるが、さらに、年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備や、学習や社会参加の促進など、高齢者が年齢にかかわらず生き生きとした人生を送ることができるよう支援することが重要である。

(4) 我が国における人権意識の変化

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、日本国憲法のみならず、我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にもものつつて行われている。

政府がおおむね5年ごとに行っている「人権擁護に関する世論調査」（以下「世論調査」という。）によると、平成15年2月に実施された調査においては、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として日本国憲法で保障されていることそれ自体を「知っている」と答えた者の割合が、回答者全体の80.0パーセントを占めていたのに対し、令和4年11月に公表された世論調査においては、同一の質問に対し、「知っている」と答えた者の割合は85.6パーセントまで増加しており、政府が行ってきた人権教育・啓発施策により、我が国における基本的人権についての周知度は向上しているといえる。

他方で、日本における人権侵害状況がどのように変わってきたと思うかに関する質問については、平成15年2月に実施された調査においては、「多くなってきた」と答えた者の割合が回答者全体の36.2パーセントを占めていたのに対し、令和4年11月に公表された世論調査においては38.9パーセントに増加している。

この結果は、前記のとおり我が国における基本的人権についての周知度は向上しているところ、それによる人権意識の高まりにより従前から存在していた人権課題が顕在化したことが原因とも考えられることから、直ちに我が国の人権状況が改善されていないことを示すものではないものの、社会経済情勢の変化に伴い、我が国における人権意識が変化していることを示すデータの一つといえる。

2 国際的潮流の動向

(1) 人権教育のための世界計画等

国連においては、第一次計画においてよりどころとされていた「人権教育のための国連10年」の終了に伴い、平成16（2004）年12月に「人権教育のための世界計画」を実施することが決定された。同世界計画は、「人権教育のための国連10年」と異なり、終了期限を設けず、5年ごとのフェーズ及び行動計画を策定することとなっており、現在は、こどもと若者に焦点を当てた第5フェーズ（令和7（2025）年～令和11（2029）年）が展開されている。我が国は、これまでのいずれのフェーズにおいても「人権教育のための世界計画」決議案の共同提案国となっている。

人権教育・啓発を実施するに当たっては、国内に生じている個別の人権課題にフォーカス

したものにとどまることなく、「人権」が持つ普遍性を理解し、このような世界計画等の趣旨を踏まえ、世界で新たに生じている動きにも目を向けながら、各種施策を推進していくことが必要である。

(2) 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり

本来、人権を保護するのは国家の責務であるが、国際的な巨大企業の出現等に伴い、企業活動が社会や人権に与える影響について関心が高まり、企業活動における人権の尊重を求める声が高まる中、平成 23（2011）年に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持された。

この指導原則は、人権を保護する義務は国家にあることを再確認した上で、企業も人権を尊重する「責任」があるとして、国際人権規約（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」・「市民的及び政治的権利に関する国際規約」）及び国際労働機関（ILO）中核的労働基準に掲げられた権利を尊重することを求めるものであり、我が国では、この指導原則が政策に反映され、企業活動における人権尊重の促進を図ることを目的として、令和 2 年に『「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」が策定された。さらに、経済協力開発機構（OECD）による「多国籍企業行動指針」の 2011 年改訂、国際労働機関（ILO）による「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」の 2017 年改定に際して、企業の人権尊重責任が盛り込まれたことも踏まえ、これらの国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組を更に促進すべく、令和 4 年 9 月、政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定した。

我が国においては、企業による自主的な人権に関する取組に一定程度の進展が見られるが、政府は、各企業がサプライチェーン全体で更に人権尊重の責任を果たすことができるよう、海外の法令への対応の更なる強化や、グローバル・ビジネスにおける予見可能性の向上等の観点から、各種施策を推進するとともに、特に海外の国家等の関与の下で人権侵害が行われている場合には、日本政府に期待されている役割を果たしていくことが求められている。さらに、企業による人権侵害の事案等が発生した場合の救済へのアクセスを確保していくことも必要である。

他方で、各企業についても、それぞれ人権方針を策定し、人権デュー・ディリジェンスを導入・実践していくことや、効果的な苦情処理の仕組みを通じて救済を図ることなどが期待されており、今後、政府としては、人権尊重の責任を果たしていく各企業において、「人権の普遍性」を含め、「人権とは何か」ということへの認識が深まるとともに、各企業に期待されている企業活動における人権尊重の取組の促進が図られるような人権教育・啓発を実施することが求められる。

(3) いわゆる「複合差別」の観点

人権諸条約の審査において、差別を受けやすい特定の属性が存在していることを前提に、複数の属性が重複することに起因して、複合的又は加重的な形態の差別を受けるといったいわゆる「複合差別」の問題が指摘されている。

特定の個人に複数の属性が重複すると、より深刻な差別を受けることや、差別を受けた場合の救済方法が個別の属性に応じたものとして設定されているため、救済にたどり着かないことなど、被害の深刻化が懸念されている。

このような国際的な動向を踏まえ、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資する人権教育・啓発が求められる。

第3章 人権教育・啓発の意義・目的

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。前記のとおり社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえても、人権を尊重することの重要性は損なわれるものではなく、更に増しているといえる。

そして、全ての人がお互いの人権と尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、全ての人の人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められる。

2 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行われなければならないことを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び「教育基本法」並びに国際人権規約、「児童の権利に関する条約」等の精神にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現に向けて、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを目指す教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中にかしていくことが求められている。

3 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行われなければならないことを旨としている（同法第3条）。その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、自己の人権を守ることはもちろんのこと、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」などについて正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

第4章 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、共生社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、我が国が締結している人権諸条約の趣旨にのっとり、推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

1 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発に関わる活動は、政府を始めとして、地方公共団体、企業を含めた民間団体等、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題が更に複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体の担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通じて実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体が相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

2 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、粘り強くこれを実施する必要がある。

特に、人権教育・啓発を通じ、人権の意義や重要性を正しく理解するとともに、それらを直感的に捉える人権感覚を育み、様々な人権問題を自己のこととして捉える意識を広く社会に根付かせ、各人の日常生活における行動変容につなげることが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験を具体的に取り上げるなどして、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように配慮すべきである。また、こどもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、こどもが発達途上であることに十分留意した上でこどもの資質や特性に合わせた内容及び手法を選択することが望まれる。

さらに、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるほか、人権侵害の被害を受けた当事者の声を直接届けるなど、様々な創意工夫が求められる。

他方で、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関する正しい知識の下、物事を合理的に判断して行動するように働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

3 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接に関わる問題であることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発に関わる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。

「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

もっとも、人権教育・啓発を実施する上で、国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要であるという点を強調しすぎるが余り、あたかも「多数者（マジョリティ）」の理解が得られなければ「少数者（マイノリティ）」が権利を主張することができないかのよう受け止められることがないように、十分留意しなければならない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、人権侵害の被害を受けた当事者の声に真摯に向き合いつつも、特定の個人・団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

第5章 人権教育・啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、遵法意識を含む社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、学習指導要領等に基づき、一人一人の幼児児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを目指している。さらに、高等教育については、初等中等教育段階で育まれた資質・能力を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていくことを目指している。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進する。

第一に、あらゆる学校、教員等が人権教育に取り組みやすい環境の整備及び学校の教育課程内外における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、アーカイブを活用するなどして、その成果を学校等に提供する。

また、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権などの根底を貫く人間尊重の精神を具体的な生活にいかすことに留意し、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進するため、優れた授業動画等を集約したアーカイブの充実を図るとともに、高等学校を含めた各学校や地域等が抱える課題に応じた取組を支援する。

第二に、こどもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した学習指導、生徒指導、進路指導等や学校運営に努める。特に、暴力行為やいじめなどの課題が憂慮すべき状況にある中、あらゆる教育活動の中で規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど、こどもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第三に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実を図る。ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流など、体験活動の充実に取り組む。

第四に、地域に根差した人権擁護活動を行う人権擁護委員のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）への参画や地域学校協働活動における人権啓発の取組等、学校と地域が連携・協働した人権教育を行うことができるよう、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進する。

第五に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促す。

第六に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、こどもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。また、教職員自身が学校の場合等においてこどもの人権を侵害するような行為をすることは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進める。

イ 社会教育

社会教育においては、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、豊かな情操や自他の尊厳を尊重する心、生命を大切にする心、善悪の判断などの人間形成の基礎を育む上で幼児期から重要な役割を果たし、全ての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、保護者自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもってこどもに示していくことが重要であることから、保護者・子の双方に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する保護者の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図る。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。

第三に、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成及びその資質の向

上を図るため、養成講習や研修において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、社会教育における指導体制の充実を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとよりその実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般に関わる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

人権啓発の内容に関しては、国民の理解と共感を得るという視点から、特に以下のものを挙げることができる。

(ア) 人権に関する基本的な知識の習得

令和4年11月に公表された世論調査において、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として日本国憲法で保障されていることについて「知っている」と回答した者が85.6パーセントを占めており、このような割合をできる限り増加させていくことが必要である。そこで、日本国憲法を始めとする人権に関わる国内法令や人権諸条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を引き続き推進する必要がある。

(イ) 権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権啓発

従来行われてきた人権啓発は、人権侵害を受けやすいとされる人々をグループ化した上で、その対象となる人々に対する偏見や差別はあってはならないという意識を社会に広めることに主眼を置いたものであった。

当然ながら、そのような視点からの人権啓発は今後も重要であるが、「なぜ人権を侵害してはいけないのか」、「なぜ差別をしてはいけないのか」を真に理解するためには、日本国憲法、我が国が締結している人権諸条約等の趣旨を踏まえ、①自己及び他者に保障されている権利の内容や、それらの権利が公権力によって侵害される可能性を内在していること、②私人間においても権利の衝突が生じ得ること、その場合にも自己及び他者の権利を尊重しつつ調整を図る必要があることのほか、③権利が侵害され又は侵害されそうになった場合に自己の権利を守る方法があることをも正しく理解した上で、全ての人々が権利の享有主体であるということを認識しつつ行動することができるような取組を行う必要がある。

このような視点は、特に、こどもを対象とした人権教育・啓発に共通して重要なものであり、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づく「こども大綱」においても、こども・若者は権利の主体であるとされている。こどもの発達段階に応じて、自らが権利の主体であること、「人権とは何か」、「自己や他者の人権を守るとはどういうことか」ということを分かりやすく伝えていくことが求められる。

自らが、そして相手が権利の主体であることを実感をもって理解することは、社会生活のあらゆる場面において、自己と異なる他者を認め、それを尊重し、お互いの幸福のためにどうすべきかを考える態度につながっていく。このように、全ての人々が権利の享有主体であることを認識し得る人権啓発は、多様性・包摂性が確保された社会を実現するための基礎となるものであり、極めて重要である。

イ 方法

人権啓発の方法に関しては、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点として、以下のものを挙げることができる。

(ア) 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的には、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自己の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択も重要であり、例えば、こどもに対する人権啓発としては、遊びの要素を取り入れた活動や、動画等様々な素材を活用して人権について考えること、こどもが人権をテーマにした作文を書くことや人権に関する標語を考えること等を通じて、人権尊重の重要性や必要性についての理解を深めることを促すなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年に対しては、シンポジウム・講演会等のイベントの開催や人権啓発動画の配信などのインターネットを活用した啓発活動等を通じて、人権に関する様々な知識の習得や豊かな人権感覚を培っていくことが重要である。

(イ) 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼び掛けを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待することができる。特に、その具体的な事例が自己の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるため、地域の実情に応じた啓発活動として、具体的な事例を活用することは効果的である。また、実際に人権侵害の被害を受けた当事者の言葉は、被害の深刻さ等を迫真性をもって伝えることができることから、積極的に取り入れることが望まれる。ただし、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、その事例において対象となった人々に対する偏見や差別はあってはならないという意識を醸成するだけではなく、その前提として、全ての人が権利の享有主体であるということへの理解を深めることも重要である。

(ウ) 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発動画の配信等の啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が様々な人権課題を「誰かのこと」ではなく自己のこととして捉える意識を醸成するという観点からすると、このような受け身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには、課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）

インターネットは、その普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、国民生活の利便性向上にとって欠くことのできないツールとして存在している。とりわけ、近年は、スマートフォン、携帯ゲーム機、テレビなどの様々な機器を通じてインターネットを利用することができ、携帯電話事業者が提供する通信回線のみならず、公衆無線 LAN の利用環境も拡大するなど誰でも時間や場所を問わず情報の発信・入手・拡散をすることが極めて容易となり、これまで以上に他者との活発な交流が可能となった。

しかし、このようにインターネットがコミュニケーションツールとして普及する一方で、インターネット上の人権侵害が社会問題化している。インターネット上の人権侵害自体は古くから存在していたが、かつては電子掲示板における誹謗中傷等が主な問題であった。近年は、これに加えて情報の拡散力が圧倒的に高い SNS 等の登場もあいまって、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害など人権に関わる様々な問題が急速に深刻化している。

また、SNS 等は、震災等の災害発生時においても有益な情報を発信・入手し得る有効なツールである反面、不確かな情報に基づく他者への不当な扱い、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報の発信・拡散といった問題も発生しており、これは、人権侵害であるのみならず災害時の避難や災害後の復興の妨げにつながりかねない重大な問題である。

加えて、このようなインターネット上の人権侵害は、後記(2)に掲げる個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、各人権課題を解消する上でも不可欠である。

こうした状況を踏まえ、政府においては、インターネット上の誹謗中傷への総合的な対策として、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を策定し、ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動や発信者情報開示に関する取組等を推進しているほか、令和 4 年 7 月に施行された「刑法等の一部を改正する法律」による侮辱罪の法定刑の引上げや、令和 7 年 4 月に施行された「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」）による大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けといった法整備を行うなど、対策の強化を進めている。

また、政府においては、青少年のインターネット利用環境の変化やそれに伴う新たな課題を踏まえ、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」を策定し、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発を含めた取組を推進している。

さらに、「被害者」になった場合にどうすればよいかという点に重点を置いた教育・啓発のみならず、「加害者」にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発もより一層強化していく必要がある。

こうした動向等を踏まえ、インターネット上の人権侵害の解消に向けた教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

ア 人権教育・啓発等

- (ア) 多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、「春のあん

しんネット・新学期一斉行動」として、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する。(こども家庭庁、関係省庁)

- (イ) 「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」に基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ対策を推進する。(こども家庭庁、関係省庁)
 - (ウ) インターネット上の誹謗中傷に関して、警察庁ウェブサイト等を通じて、広く国民に対する広報啓発活動を推進する。(警察庁)
 - (エ) インターネットの利用に起因する児童の犯罪被害防止を図るため、都道府県警察において、サイバーパトロールのほか、非行防止教室や保護者説明会等における啓発活動を推進する。(警察庁)
 - (オ) 私事性的画像に係る事案(リベンジポルノ)に関し、違法行為に対して厳正に対処するとともに、被害防止のための広報啓発活動を推進する。(警察庁、法務省)
 - (カ) 「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS事業者団体等と共同で開設している人権啓発サイトにおいて、SNS上のやり取りで悩む方に役立つ情報の発信を推進する。(総務省、法務省)
 - (キ) 情報通信分野の企業・団体等と協力しながら、こどもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした児童・生徒、保護者・教職員等を対象とした啓発講座である「e-ネットキャラバン」の実施を推進する。(総務省、文部科学省)
 - (ク) インターネットに係る最新のトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を作成・公表し、誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないために、情報発信時の注意事項等について広報・啓発を行う。(総務省)
 - (ケ) インターネット上の人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう「責任ある情報発信」の意識を広く一般に浸透させるため、こども・若者のほか、あらゆる世代に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、インターネットリテラシーの向上を図るための啓発活動を推進する。(法務省)
 - (コ) 学校において、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度である「情報モラル」を育成するための指導を行う。(文部科学省)
 - (サ) 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」等に基づき、インターネットの適切な利用に関して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進する。(文部科学省)
 - (シ) 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省)
- イ 相談・支援等
- (ア) インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」の運営を支援する。(総務省)
 - (イ) インターネット上の人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した

場合には、人権侵犯事件として調査を行い、相談者の意向に応じて、情報の削除依頼の方法等を助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなどして適切な解決を図る。（法務省）

（２） 各人権課題に対する取組

ア 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第 14 条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第 24 条）。また、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）においては、締約国に対し、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、あらゆる活動の場における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。

我が国では、社会のあらゆる分野で女性の参画は着実に進んでいる一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もある。また、職場や家庭における課題はいまだ残っており、例えば、令和 4 年度の内閣府の調査によれば、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在していることが明らかとなっている。また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアルハラスメント等による女性の人権侵害は、依然として深刻な状況にあるほか、人身取引（性的サービスや労働の強要等）の問題も存在している。さらに、東日本大震災を始めとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、災害時における女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題も生じるなど、我が国が目指す男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

男女平等の実現は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識である。平成 27 年（2015 年）9 月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標：SDGs（Sustainable Development Goals）」では、「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、これに基づく「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」においては、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされ、現在、各国政府が行うあらゆる取組において、常にジェンダー平等とジェンダーの視点を確保し、施策に反映していく「ジェンダー主流化」が進んでいる。

我が国においても、従来、国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組について内閣府を中心に展開しているほか、男女の人権の尊重を基本理念の一つとして掲げる「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」に沿って、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られている。

さらに、女性が抱える困難な課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害や、家庭関係の破綻、生活困窮など、多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることから、支援を必要とする女性自身の意思の尊重と福祉の増進、人権の擁護等を理念とする新たな支援の仕組みを構築するものとして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和 6 年 4 月に施行された。同法においては、多様な支援を包括的に提供する体制を整備するとともに、関係機関と民間団体の協働により、早期から切

れ目なく支援を行うこととされている。

こうした動向等を踏まえ、女性に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

なお、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアルハラスメント等は、性別にかかわらず、重大な人権侵害である。各施策を実施するに当たっては、この点にも十分に留意するものとする。

(ア) 人権教育・啓発等

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼び掛け、その取組を支援する。(全府省庁)
- ② 男女共同参画を自分のこととして認識し、その実現に向けて協力し合って取り組めるよう、国民的広がりを持って地域に浸透する広報・啓発活動を積極的に展開する。(内閣府)
- ③ 配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けて、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するため、「男女共同参画推進本部決定」に基づき、全国的な運動として「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する。また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを言い出しにくい現状があることも踏まえ、本運動期間に限らず、広報啓発の取組を推進する。(内閣府、法務省、関係省庁)
- ④ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、地方公共団体の防災・危機管理部局と男女共同参画部局の連携を促進し、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組等、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における、地方公共団体の男女共同参画の視点からの取組を推進する。(内閣府)
- ⑤ 女子差別撤廃条約関連文書や女性の地位向上に関する会議等の関連文書の内容の周知に努める。(内閣府、外務省)
- ⑥ 性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の女性に対する暴力の根絶に向け、厳正な取締りを行うとともに、被害の防止等に関する広報啓発を推進する。また、被害者の人権を守る観点から、被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置や、被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用等の必要な体制を整備するとともに、警察官等に対する各種研修について、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修の拡充等に努める。(警察庁)
- ⑦ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、国民一人一人の人権意識を高め、女性の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省)
- ⑧ UN Women（国連女性機関）を始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携の強化等を図る。(外務省、関係省庁)
- ⑨ 学校等の教育機関においては、男女の平等や相互の協力、男女が共同して社会に参画することの重要性等についての指導が充実するよう努める。また、キャリアアップ・キャリアチェンジを希望する女性や、組織の指導的立場としてより高度な社会参

画を目指す女性を支援する教育プログラムの普及・充実に向けた取組を推進する。

(文部科学省)

- ⑩ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省)【再掲】
- ⑪ 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止のため、労働局における行政指導等の実施や集中的な周知・広報、研修動画の配信等により「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」32の履行確保を図る。(厚生労働省)
- ⑫ 女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村の実現に向けて、女性の経営参画や農山漁村に関する方針策定への参画を推進するための啓発等を実施する。(農林水産省)
- ⑬ 人身取引に関して、ポスター等の作成・配布やSNSの活用等により、性的搾取の被害の申告先や相談窓口の周知を図るとともに、性的搾取の需要側への啓発を推進する。(内閣府、関係省庁)
- ⑭ 人身取引に関して、主な手口等に関する資料を作成し、警察庁ウェブサイト等を通じて被害防止広報を実施する。(警察庁)
- ⑮ 人身取引の解消に向けて、この問題についての関心と理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省)

(イ) 相談・支援等

- ① 性犯罪・性暴力の被害者支援について、都道府県等に対する交付金の交付や、関係機関との連携の推進等により、各地域における「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を中核とする支援体制の充実を図るとともに、こども・若者を含む多様な被害者が相談しやすいよう、相談窓口の一層の周知やSNS等の活用を推進する。(内閣府、関係省庁)
- ② 「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(以下「AV出演被害防止・救済法」という。)による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、各地域における相談支援体制の整備を推進する。(内閣府)
- ③ 配偶者等からの暴力の被害者がためらうことなく相談することができるよう、「配偶者暴力相談支援センター」等の相談窓口について一層の周知を図る。また、研修教材の作成・配布等により、相談・支援の質の向上を図る取組を推進する。(内閣府、厚生労働省)
- ④ 妊娠期から相談支援を行う「こども家庭センター」の体制整備を進めており、引き続き、相談窓口の周知や妊産婦支援に関わる関係機関や民間団体との連携を促していく。

あわせて、妊産婦等生活援助事業により、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供等を含めた包括的な支援を提供する。(こども家庭庁)

- ⑤ インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相

談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】

- ⑥ DVやセクハラ等の女性に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）
- ⑦ 多様な被害者への相談支援の充実等の性犯罪・性暴力対策やDV対策の推進、官民協働の支援体制構築など、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の着実な実施による支援の強化に取り組む。（厚生労働省）
- ⑧ 人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）
- ⑨ 「女性相談支援センター」等により人身取引被害女性への保護を行い、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行う。（厚生労働省）

イ こども

こどもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、「児童福祉法」や「児童憲章」、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益の考慮」などの考え方が示されている。

しかし、こどもの人権問題として、学校においては、児童生徒の暴力行為や、いじめの認知件数が高水準で推移しているほか、教員からの体罰や不適切指導の問題も依然として存在している。また、スマートフォン等のインターネット接続機器やアプリケーションソフトウェア等の多様なサービスの利用が児童に普及する中で、SNSやインターネット上でいじめを受ける事案も生じている。いじめ対策については、「いじめ防止対策推進法」の成立等を受け取組が進められているが、依然として大きな社会問題となっている。

学校という場を離れても、インターネット利用の普及を受けて児童買春・児童ポルノといった性犯罪や性暴力の被害者となる事案、AV出演被害等も発生しているほか、人身取引（性的サービスや労働の強要等）に関する問題なども生じている。

さらに、家庭においては、児童虐待への対応として「児童虐待の防止等に関する法律」及び児童福祉法等の改正により制度的な充実を図っているものの、全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は依然として多い状況にあり、こどもの権利利益の擁護が我が国の喫緊の課題となっている。

こうした中、こどもの権利利益の擁護等を任務とするこども家庭庁が令和5年4月に設置され、あわせて、こども施策についての基本理念を定めるとともに、社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としてこども基本法が施行された。

また、政府においては、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることなど、こども施策の基本的な方針や重要事項を定めたこども大綱や、それに基づく具体的な施策を一元的にまとめた「こどもまんなか実行計画」を策定し、幅広いこども施策を

一体的に推進している。

もっとも、令和6年の小・中・高生の自殺者数は過去最多となるなど、こどもを取り巻く環境は、依然として厳しい状況にある。

こうした動向等を踏まえ、こどもに関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(ア) 人権教育・啓発等

- ① 毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」を中心に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、性暴力の予防啓発や被害の相談先の周知を推進する。
(内閣府)
- ② 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。
(こども家庭庁、警察庁、文部科学省)
- ③ こども・若者向けに、児童の権利に関する条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を分かりやすく説明した、やさしい版のこども基本法パンフレットや動画等をこども家庭庁ウェブサイト公表し、イベント等でも紹介することで、こども基本法及び児童の権利に関する条約について広く発信する。同様に、一般向けのパンフレットの配布や動画等の公表によって、一般向けにも広く発信する。学校、児童館等において、こども基本法等に関する出張講座の開催に向けて取り組む。また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わるおとな等が、啓発素材などの情報を手軽に入手できるよう、情報共有を行うとともに、関係省庁等と連携しながら、研修などを通じて、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて周知を図っていく。(こども家庭庁)
- ④ 「保育所保育指針」における「人権を大切にすることを育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士等保育に従事する者に対する人権教育・啓発の推進を図る。(こども家庭庁)
- ⑤ 多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する。(こども家庭庁、関係省庁)【再掲】
- ⑥ 「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」に基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ対策を推進する。(こども家庭庁、関係省庁)【再掲】
- ⑦ こどもが一人の人間として、また、権利の享有主体として最大限に尊重される社会を目指して、学校や地域社会とも連携し、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、こどもの人権への理解を深め人権尊重の意識を高めるための啓発活動を推進する。(法務省)
- ⑧ 無戸籍問題は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる重大な社会問題であるため、無戸籍状態の解消に向けた啓発活動を推進する。(法務省)
- ⑨ 児童の権利に関する条約や、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権

利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の実施に関し、条文その他の情報を外務省ウェブサイトで公開し、内容の周知に努める。(外務省)

- ⑩ こどもの豊かな心や創造性を育むため、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や、自然体験活動などの様々な体験活動の実施を推進する。(文部科学省)
- ⑪ こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」が、全国の学校等で実施されるよう、引き続き普及展開に向けた取組を支援する。(文部科学省)
- ⑫ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省)【再掲】
- ⑬ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員によるこどもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。(文部科学省)
- ⑭ 人身取引に関して、ポスター等の作成・配布やSNSの活用等により、性的搾取の被害の申告先や相談窓口の周知を図るとともに、性的搾取の需要側への啓発を推進する。(内閣府、関係省庁)【再掲】
- ⑮ 人身取引に関して、主な手口等に関する資料を作成し、警察庁ウェブサイト等を通じて被害防止広報を実施する。(警察庁)【再掲】
- ⑯ 人身取引の解消に向けて、この問題についての関心と理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省)【再掲】

(イ) 相談・支援等

- ① 性犯罪・性暴力の被害者支援について、都道府県等に対する交付金の交付や、関係機関との連携の推進等により、各地域における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを中核とする支援体制の充実を図るとともに、こども・若者を含む多様な被害者が相談しやすいよう、相談窓口の一層の周知やSNS等の活用を推進する。(内閣府、関係省庁)【再掲】
- ② AV出演被害防止・救済法による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、各地域における相談支援体制の整備を推進する。(内閣府)【再掲】
- ③ 暴力行為やいじめ、不登校などの課題の解決に向け、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や「24時間子供SOSダイヤル」の実施など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度等の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関の連携の下、適切に対応することができるよう、関係者から構成される組織を整備する等地域ぐるみの支援体制を整備していく。さらに、見守り活動などにより、学校におけるこどもの安全・安心を守るため、スクールガード・リーダーの配置を推進する。(こども家庭庁、文部科学省)
- ④ 児童相談所、こども家庭センター等における相談支援体制の強化を図る。また、

併せて「児童相談所虐待対応ダイヤル『189（いちはやく）』」や「親子のための相談LINE」等の運用・周知啓発により、ためらわずに児童相談所等に通告・相談ができるような環境を整備する。（こども家庭庁）

- ⑤ スクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害児童等及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進する。（警察庁）
- ⑥ 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、低年齢児童を狙ったグループ等に対する取締りを強化するとともに、児童の被害の継続・拡大を防ぐため、児童ポルノの流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見及び支援に向けた取組を推進する。（警察庁）
- ⑦ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行う。また、被害少年のニーズや相談内容に応じた相談窓口を提供するシステムをウェブサイト上で運用するなど、被害少年やその保護者が相談しやすい環境を整備する。（警察庁）
- ⑧ インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ⑨ いじめや児童虐待等のこどもの人権問題について、「こどもの人権 110 番」、「こどもの人権 SOS ミニレター」、「こどもの人権 SOS-e メール」、チャット人権相談といった多様なチャンネルを通じて、全国の法務局・地方法務局において相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）
- ⑩ 保護者に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。（文部科学省）
- ⑪ 人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）【再掲】

ウ 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。とりわけ、我が国の高齢化はますます進行し、人口減少ともあいまって令和 19 年には国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上となると見込まれている。そうした中において、養護者や養介護施設従事者等による高齢者に対する身体的・心理的虐待や、養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分する等の経済的虐待等について、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく取組は行われているものの、高齢者の人権問題は、依然として深刻な状況にある。

高齢者の割合が大きくなっていく中で、高齢者が暮らしやすい社会をつくることは、他の世代の人にとっても優しく暮らしやすい社会の実現につながる。そして、そのことは、将来いずれ高齢期を迎える世代の人にとっても安心して豊かに暮らせる社会づくりをしていくことにほかならない。

全ての世代の人が「超高齢社会」を構成する一員として、今何をすべきかを考え、互

いに支え合いながら冷静かつ真摯に取り組み、希望が持てる未来を切り開いていく必要がある。

さらに、近時においては、急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症の人の数は増加している。年齢にかかわらず、国民自身やその家族、地域の友人、職場の同僚や顧客など、今や国民の誰もが認知症になり得るという状況に鑑みれば、国民一人一人が認知症を自分ごととして理解し、自分自身やその家族が認知症であることを周囲に伝え、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうすべきかを考える時代が来ている。

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めた全ての国民がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とするものである。政府においては、同法に基づき、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「認知症施策推進基本計画」を策定し、共生社会の実現に向けて、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に立ち、若年性認知症を含めた認知症施策に関する取組を推進している。

また、政府においては、「高齢社会対策基本法」に基づき、高齢者にとっても、他の世代の人にとっても暮らしやすい社会の実現に向けて、「高齢社会対策大綱」を策定し、それらに基づき、高齢者が安心して生活を営むことができる環境の整備に向けた取組を推進している。

こうした動向等を踏まえ、高齢者に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(ア) 人権教育・啓発等

- ① 高齢期の社会参加活動に関する広報・啓発を図る。(内閣府)
- ② 高齢者の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、高齢者の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省)
- ③ 学校教育においては、地域等との連携を図りつつ、ボランティア活動や職場見学、職場(就業)体験等による高齢者との交流等を通じて、介護・福祉等の超高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深められるよう努める。(文部科学省)
- ④ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省)【再掲】
- ⑤ 高齢者虐待防止のための取組の一層の推進を図る。(厚生労働省)
- ⑥ 「敬老の日」、「老人の日」、「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深めるための機会を提供する。
(厚生労働省)
- ⑦ 学校教育及び社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるための教育を推進する。(文部科学省、厚生労働省、関係省庁)
- ⑧ 認知症の人に関する正しい理解を深めるため、本人発信を含めた運動を展開する。(厚生労働省)

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省)【再掲】
- ② 高齢者に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局のほか、老人福祉施設等の社会福祉施設に臨時に開設する特設人権相談所において相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)
- ③ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援等に関する情報提供の促進を図る。(厚生労働省)

エ 障害者

(ア) 障害者施策の基本的な枠組み

全ての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである。「障害者基本法」では、この理念にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「障害者基本計画」を策定することとされており、政府は、同基本計画に基づき具体的な取組を推進している。

国際的動向としては、平成 18 年(2006 年)に国連総会において「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)が採択され、同条約には、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者の社会への参加・包容の促進、同条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みの設置等、障害者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されている。

我が国においては、同条約の批准に当たり、障害者基本法を改正し、障害者の定義を見直し、「障害の社会モデル」を採り入れるとともに、障害者に対する差別の禁止を基本原則として明記した。そして、この基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)を制定し、平成 28 年 4 月に施行した。さらに、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供を義務とする障害者差別解消法の改正法が令和 6 年 4 月に施行された。加えて、政府では、障害者差別解消法に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を策定し、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示している。この基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、また、主務大臣は、事業者における取組に資するための対応指針を定めている。

(イ) 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた取組

旧優生保護法については、昭和 23 年から平成 8 年までのおよそ 48 年間に、多くの人々が、同法に基づき、あるいはその存在を背景として、特定の疾病や障害を有すること等を理由に優生手術等を受けることを強いられ、耐え難い苦痛と苦難を受けてきた。平成 30 年 1 月、旧優生保護法国家賠償請求訴訟が初めて提訴され、令和 6 年 7 月 3 日には、旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で、国の損害賠償責任を認める旨の最高裁判所判決が言い渡された。

上記判決を受け、令和 6 年 9 月 30 日には、旧優生保護法問題の全面的な解決を

目指し、優生保護法被害全国原告団等との間で基本合意書が交わされ、同年 10 月 8 日には、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられた被害者及びその家族に対する補償金等の支給等を定める「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が成立した。政府としては、日本国憲法に違反する規定を執行するとともに、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて真摯に反省をし、このような事態を二度と繰り返さないよう、障害者に対する偏見や差別を根絶し、全ての国民が、疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、全府省庁を挙げて全力を尽くさなければならない。

政府では、令和 6 年 7 月 3 日の最高裁判決を受け、同月 26 日に全ての府省庁の閣僚を構成員とし、内閣総理大臣を本部長とする障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部を設置し、優生思想及び障害者に対する偏見や差別の根絶に向け、これまでの取組を点検し、教育・啓発等を含めた取組を強化するため、障害当事者から意見聴取を重ねつつ検討を進め、同年 12 月 27 日に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」（以下「行動計画」という。）が策定された。

行動計画は、「1 子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進」、「2 公務員の意識改革に向けた取組の強化」、「3 ユニバーサルデザイン 2020 行動計画で提唱された『心のバリアフリー』の取組の強化」、「4 障害当事者からの意見を踏まえた今後に向けた更なる検討」の 4 つの柱で構成されており、必要な施策について速やかに実行に移しつつ、継続的にフォローアップすることとしている。

こうした動向等を踏まえ、障害者に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

（ウ） 人権教育・啓発等

- ① 「障害者週間」における各種行事を実施するとともに、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する。（内閣府）
- ② 障害者差別解消法等の意義や趣旨、求められる取組等について幅広い国民の理解を深めるため、内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体等の多様な主体との連携により、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、差別事例や合理的配慮の事例等を収集・整理してデータベース化し、ウェブサイト等を通じて公表するなどの取組を行う。（内閣府）
- ③ 障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進める。また、障害者差別解消法では、事業者による合理的配慮の提供を義務付けているところであり、業種別に策定されている対応指針に基づき事業者において必要な取組が行われるよう、事業所管省庁と連携して普及啓発及び指導を行う。（内閣府、関係省庁）
- ④ 旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育の教材を作成し、学校教育において活用を図るとともに、同教材を講演会等の人権啓発活動にも活用する。（こども家

庭庁、法務省、文部科学省)

- ⑤ 障害者に対する偏見・差別や障害者を排除しようとする優生思想のない社会の実現を目指し、社会福祉協議会等と連携して、地域の実情に応じて障害当事者の参画を得つつ、国民一人一人の人権意識を高め、「障害の社会モデル」に基づき障害者の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省)
- ⑥ 障害者権利条約に関し、関係府省庁とも連携し、障害当事者を含む国民全体に対し、同条約の概要や意義等について、分かりやすく、利用しやすいパンフレットやウェブサイトを通じた広報を行う。(外務省)
- ⑦ 障害のあるこどもの自立と社会参加に向けて、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪としたインクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。また、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、各学校において、合理的配慮が適切に提供されるよう取組を進める。加えて、「交流及び共同学習」を各学校で推進するための取組等を通して、学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解の促進を図る。(文部科学省)
- ⑧ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省)【再掲】
- ⑨ 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を図る。(文部科学省)
- ⑩ 「身体障害者補助犬法」の趣旨及び補助犬の役割等について一層の周知を図る。(厚生労働省)
- ⑪ 地域住民等に対して精神保健福祉に関する知識の普及等を行う「精神保健福祉普及運動」等を活用して、精神疾患についての正しい理解の促進に向けた情報発信を推進する。(厚生労働省)
- ⑫ 毎年4月2日の「世界自閉症啓発デー」に、一般社団法人日本自閉症協会及び厚生労働省の主催で東京タワーをブルーライトアップするなど、自閉症を始めとした発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための取組を推進する。(厚生労働省)
- ⑬ 障害のある人の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある人に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、「全国障害者技能競技大会」(全国アビリンピック)を開催する。(厚生労働省)
- ⑭ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の一層の広報・啓発を図るほか、地方公共団体が関係機関との連携の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう、障害者虐待防止対策支援事業(地域生活支援事業費等補助金)等を通じて、支援体制の強化や地域における関係機関等との協力体制の整備等を図るとともに、障害のある人の権利擁護に係る各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等の実施を推進する。(厚生労働省)

(エ) 相談・支援等

- ① 障害者差別解消法に基づき、地方公共団体職員を対象とするブロック研修を通じて相談対応を担う人材育成に係る研修の実施を支援する。また、障害者、事業者等からの相談に対して、法令の説明や地方公共団体等の適切な相談窓口につなぐ

役割を担う相談窓口を開設し、どの相談窓口等においても対応されないという事案が生じることがないように取り組む。(内閣府)

② インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省)【再掲】

③ 障害者に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局のほか、障害者支援施設等の社会福祉施設に臨時に開設する特設人権相談所において、障害特性や程度に応じて円滑に意思疎通を図ることができるよう、相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。その際、人権侵犯性の有無にかかわらず、事案に応じて障害者差別解消法の趣旨を踏まえたより望ましい対応を提示するなど、積極的に啓発を行う。(法務省)

オ 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられた我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきた。特に戦後は、特別措置法に基づいて様々な施策を講じた結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進される一方、情報化の進展等に伴い、部落差別（同和問題）に関する状況が大きく変化した。

こうした状況の下、平成 28 年 12 月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行された。同法第 1 条では、部落差別に関し、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」とした上で、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実並びに教育及び啓発を国の責務及び地方公共団体の努力義務として定めるとともに、同法第 6 条において、国が部落差別の実態に係る調査を行うものと規定している。

また、同条に基づく調査が平成 30 年度から令和元年度にかけて実施され、その結果、教育・啓発に関する今後の施策の在り方として、以下の点が示された。

- ・ 部落差別は依然として人権課題の重要な一類型となっており、引き続き、粘り強く、適切に対応していく必要がある。
- ・ 部落差別の問題に関する教育・啓発を行うに当たっては、その実態を踏まえて正確な情報を伝えるとともに、他の人権課題に関する教育・啓発の必要性・重要性や地域の実情を考慮し、その頻度や内容が適切なものとなるよう意識することが必要である。

こうした動向等を踏まえ、部落差別（同和問題）に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

（ア）人権教育・啓発等

① 部落差別（同和問題）の解消を推進し、もって部落差別（同和問題）のない社会の実現に向けて、国民一人一人の人権意識を高め、部落差別（同和問題）を解消する必要性に対する理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省)

② 地方公共団体が講ずる部落差別（同和問題）の解消に関する施策を推進するため

に必要な情報の提供、指導及び助言を行う。(法務省)

- ③ 部落差別(同和問題)の解消の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。(法務省、関係府省庁)
- ④ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省)【再掲】
- ⑤ 社会的身分又は門地などの不合理な理由で就職の機会が制限されることを防ぐため、適性と能力に基づいた公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進する。(厚生労働省)
- ⑥ 第二種社会福祉事業を行う隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を行い、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、更なる啓発活動を推進する。(厚生労働省)
- ⑦ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている部落差別(同和問題)を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁業等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。(農林水産省)
- ⑧ 中小企業・小規模事業者等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、部落差別(同和問題)を含む人権問題への理解を深めるための啓発事業を実施する。(経済産業省)
- ⑨ 不動産業界に対し、機会を捉え、教育・啓発活動の一層の推進、事業者に対する周知徹底・指導等を要請するとともに、宅地建物取引士の法定講習等において、部落差別(同和問題)を含めた宅地建物取引業における人権問題に関する教育・啓発を実施する。(国土交通省)

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省)【再掲】
- ② 部落差別(同和問題)をめぐる人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。このうち、インターネット上で特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報については、人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるとの考えの下、原則として削除要請等の措置を講ずる。(法務省)
- ③ 第二種社会福祉事業を行う隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を行い、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、更なる啓発活動を推進する。(厚生労働省)【再掲】

カ アイヌの人々

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族である。政府では、衆参両院による「アイヌ民族を先住

民族とすることを求める決議」及び「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書を踏まえ、内閣官房長官が座長を務めるアイヌ政策推進会議の下に、アイヌの人々の意見等を聴いて、アイヌ政策の推進を図ってきた。令和元年5月には、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（以下「アイヌ施策推進法」という。）が施行された。

アイヌ施策推進法では、アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等についての国民の理解を深めることを旨として行われなければならない、国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないこととされた。また、何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないとされた。

令和2年7月には、アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究並びにアイヌ文化の伝承、そのための人材育成、体験交流、情報発信及び豊かな自然を活用した憩いの場の提供その他の取組を通じてアイヌ文化の復興に関する我が国における中核的な役割を担う施設として、北海道白老町に民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）が開業した。

こうした動向等を踏まえ、アイヌの人々に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

（ア） 人権教育・啓発等

- ① アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ施策の総合的な推進を図る。（内閣官房）
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、アイヌの人々に対する理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ③ アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及啓発を図るための施策を推進する。（文部科学省、国土交通省）
- ④ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。（文部科学省）
- ⑤ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。（文部科学省）
- ⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑦ 生活館において、アイヌの人々の生活相談に応じるとともに、周辺地域の住民への人権問題に関する理解を深めるための啓発活動等を推進する。（厚生労働省）

（イ） 相談・支援等

- ① アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ施策の総合的な推進を図る。（内閣官房）【再掲】
- ② インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相

談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省)【再掲】

- ③ アイヌの人々に対する差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)
- ④ 生活館において、アイヌの人々の生活相談に応じるとともに、周辺地域の住民への人権問題に関する理解を深めるための啓発活動等を推進する。(厚生労働省)【再掲】
- ⑤ 北海道内に限らず存在するアイヌの人々からの生活上の悩みに関する電話相談に対応する生活相談充実事業(アイヌの人々のための電話相談事業)を通じて、不安や孤独感の解消を図るとともに、必要に応じ、地方公共団体、人権関係諸団体、アイヌ関係団体等へ紹介等を行う。(厚生労働省)

キ 外国人

我が国に在留する外国人数は増加傾向にあり、社会における一層の国際化の進展や外国人労働者の増加等もあいまって、社会生活において外国人はより身近な存在となっている。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障している。また、我が国が締約国となっている「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を全ての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容とする。これらを踏まえ、政府では、これまでも外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んできた。

こうした取組の結果等もあり、外国人に対する理解は進んでいるものと考えられるが、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人が就労の場面で不利益を受けたり、入居・入店を拒否されたりするなど他国の言語、宗教、習慣等への理解不足から生じる偏見等の問題は、依然として根強く存在している。

こうした中、政府においては、日本人と外国人が安全・安心に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(毎年改訂)の策定のほか、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及び具体的施策を示す外国人との共生社会の実現に向けたロードマップを策定した。そのビジョンの一つとして、「外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」の実現を掲げ、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進している。

こうした動向等を踏まえ、外国人に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(ア) 人権教育・啓発等

- ① 外国人に対する偏見や差別を解消し、全ての人が互いの文化、宗教、生活習慣等における多様性を理解し、尊重し合う共生社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、外国人の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省)

- ② 出入国在留管理庁において、政府が日本人と外国人との共生社会を築くために進める取組について掲載した「HarmoniUP!」を作成・公表することにより、お互いが人権を尊重する共生社会の実現のための意識の醸成に努める。(法務省)
 - ③ 毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」として定め、法務省を始め、関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等が連携・協力し、外国人との共生社会の実現に向けた意識醸成に係る啓発活動、情報発信等を全国で実施することにより、外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解の促進に努める。(法務省、関係省庁)
 - ④ 政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、毎年6月を「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」として定め、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に、不法就労対策のほか、外国人を受け入れるに当たっての留意点等の啓発活動を行っており、引き続き同活動を推進する。(法務省、関係省庁)
 - ⑤ 学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を充実させるとともに、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む。(文部科学省)
 - ⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省)【再掲】
 - ⑦ 人身取引に関して、ポスター等の作成・配布やSNSの活用等により、性的搾取の被害の申告先や相談窓口の周知を図るとともに、性的搾取の需要側への啓発を推進する。(内閣府、関係省庁)【再掲】
 - ⑧ 人身取引に関して、主な手口等に関する資料を作成し、警察庁ウェブサイト等を通じて被害防止広報を実施する。(警察庁)【再掲】
 - ⑨ 人身取引の解消に向けて、この問題についての関心と理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省)【再掲】
 - ⑩ 我が国で認知された外国人人身取引被害者に対しては、国際機関を通じ、帰国支援及び帰国後の社会復帰支援事業を実施する。また、外国人被害者の相談窓口等を記載した警察庁作成のリーフレットや内閣府作成のポスター及びリーフレットを在外公館等に配布し、人身取引の啓発と被害者の認知促進に努める。(外務省)
- (イ) 相談・支援等
- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省)【再掲】
 - ② 日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談については、全国の法務局・地方法務局において、多言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」、「外国語インターネット人権相談受付窓口」及び「外国人のための人権相談所」を設置して相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認

知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)

- ③ 人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。

(法務省)【再掲】

- ④ 女性相談支援センター等により人身取引被害女性への保護を行い、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行うとともに、外国人被害者である場合には、出身国の大使館や外国人支援を行う民間団体、IOM等の関係機関等と連携・協力を図りながら、言葉の問題や生活習慣、食事の違いにも適切に対応し、きめ細かい支援を図る。(厚生労働省)

ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動

2000年代後半以降、特に2010年代に入ってから、特定の民族や地域的身など本人の意思では変更困難な属性を理由としてその属性に該当する者を地域社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が全国各地で公然と行われるとともに、その様子がインターネット上で公開され、報道でも大きく取り上げられるなどヘイトスピーチが社会問題化するようになった。

こうした状況の中、平成28年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立し、公布施行された。同法は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を本邦外出身者に対する「差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」と定義し、そのような不当な差別的言動は許されない旨を宣言し、その解消の必要性について国民の理解を深め、不当な差別的言動のない社会を実現することを理念として定めるとともに、国民の理解を深めるために必要な教育及び啓発を行うことなどを規定している。

また、同法が施行された平成28年から、政府は、関係省庁及びヘイトスピーチ対策に関係を有する地方公共団体が参加する「ヘイトスピーチ対策専門部会」を開催し、ヘイトスピーチの解消に向けた取組等に関する情報交換、意見交換及び連携協力に向けた協議を行い、ヘイトスピーチの解消に向けた様々な取組を進めている。

さらに、地方公共団体においても、当該地域の実情に応じて、ヘイトスピーチの解消に向けた条例の制定や、公の施設におけるヘイトスピーチを伴う活動を防止するための公の施設の利用許可に関するガイドラインの策定などが行われている。

これらの取組等もあり、我が国における極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する市民グループが行う街頭デモ等の件数については減少傾向が見られるものの、一部の地域においては、依然としてヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が継続して行われており、いまだ問題となっている。

加えて、SNSや電子掲示板等のインターネット上でのヘイトスピーチも後を絶たず、深刻な人権侵害に発展する事案が生じているほか、選挙運動や政治運動等に名を借りたヘイトスピーチも問題となっており、ヘイトスピーチが多様化している状況がみられる。

一方で、国際的な動向をみると、ヘイトスピーチは、暴力を煽り、多様性や社会の結束を弱体化させ、共通の価値観と原則を脅かすものであり、人種差別、外国人嫌悪、女性蔑視を助長し、平和と安全、人権、持続可能な開発を促進する取組に深刻な影響を及ぼすとの認識の下、令和元年（2019年）に、国連は、「ヘイトスピーチに関する国連戦略・行動計画」を発表し、「ヘイトスピーチは民主主義の価値、社会の安定と平和に対する脅威である。」と指摘しており、ヘイトスピーチが社会全体を脅かす問題であると位置付けている。その2年後の令和3年（2021年）には、国連総会において、毎年6月18日を「ヘイトスピーチと闘う国際デー」と制定した上で、国連事務総長が「ヘイトスピーチはあらゆる人々にとって危険であり、それと闘うことは私たち全員の責務」であるとして、ヘイトスピーチを解消するための行動を加盟国に呼び掛けている。

こうした動向等を踏まえ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

（ア） 人権教育・啓発等

- ① 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指して、どのような言動がヘイトスピーチに該当し得るかについて情報提供・共有を行うことの重要性に留意しつつ、ヘイトスピーチはあってはならないことの理解を促進するための人権啓発活動を推進する。（法務省）
- ② ヘイトスピーチの解消に向けた人権教育を実施するに当たっては、社会科などと連携することも重要であることを踏まえ、人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】

（イ） 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ② ヘイトスピーチによる被害等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。このうち、集団等に対する不当な差別的言動に係る事案を認知した場合においても、事案に応じた適切な対応を行う。（法務省）

ケ 感染症の患者等

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症の患者、その家族のみならず、医療従事者等に対する偏見や差別意識が生まれる。このことは、新型コロナウイルス感染症（C O V I D - 19。以下「新型コロナ」という。）の世界的なまん延の中で我が国においても大きな社会問題となったが、とりわけ、近年は、SNS等の普及もあり、一たび感染症に関する不正確な情報が発信された場合には瞬く間に拡散され、感染症の患者等に対する偏見や差別等を助長することにもつながりかねない。

感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは

言うまでもないが、それとともに、患者等の人権を尊重するためには、あらゆる機会を通じて感染症に関する正確な知識の普及啓発に努めるほか、感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことを通じて偏見や差別を予防・解消していく必要がある。

(ア) HIV感染者等

HIV感染症は、発熱等の急性感染期、無症候期があり、HIV感染により免疫力が低下し、健康な状態ではかかりにくい日和見感染症や悪性腫瘍等の一定の病気が発症した状態をエイズ（AIDS）と呼んでいる。HIVには今なお世界中で多くの人が感染しており、我が国においても昭和60年3月に最初のエイズ患者が報告されて以降、新規HIV感染者、新規エイズ患者は減少傾向にあるものの、現在も年間で千名程度の報告がある。

一方で、HIVの感染力は弱く、性的接触に留意することにより日常生活において感染することは通常ないことから、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、医学的知見の蓄積と新しい治療薬の開発等もあり、早期診断・早期治療を適切に行うことでエイズの発症を抑えることができ、通常の生活を送ることが可能である。

HIVに対するこのような理解は、社会に浸透しつつあるが、過去の情報等から定着した固定観念による正しい知識や理解の不足等に起因する、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別は依然として存在している。

感染症の患者等の人権の尊重については、平成10年10月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において基本理念として掲げられているほか、具体的な取組の方向性を示した「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」が同法に基づき策定されている。

こうした動向等を踏まえ、HIV感染者等に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、「世界エイズデー」の開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省、厚生労働省）
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材の周知や教職員の研修を推進する。（文部科学省）

(イ) 肝炎ウイルス感染者等

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気であり、肝炎患者の多くはB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因するものである。

これらの肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染するものであり、肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接触れるのを防ぐこと等が重要であるが、これら以外の普段の生活の中において、B型肝炎やC型肝炎に感染することはない。

しかし、肝炎ウイルスに関するこのような理解が十分ではなく、依然、偏見や差別に苦しんでいる患者も少なくない。

感染者や患者に対する偏見や差別を解消するためには、幅広い世代を対象に肝炎についての正しい知識の普及を前提に、感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことが重要である。

感染症の患者等の人権の尊重については、「(ア) HIV感染者等」にも記載したとおりであるが、肝炎については、これに加え、平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」において、肝炎対策の実施に当たり、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮することが定められているほか、同法に基づき策定されている「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」においても、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項が定められている。

こうした動向等を踏まえ、肝炎ウイルス感染者等に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

- ① 肝炎に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、「日本肝炎デー」の開催等を通じて、肝炎についての正しい知識の普及を図ることにより、肝炎ウイルス感染者等に対する偏見や差別意識を解消し、肝炎及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)
- ② 集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大の経緯・歴史等を学び、肝炎ウイルス感染者・患者に対する偏見・差別をなくすことを目的として、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を全国の中学3年生の教員向けに配布・周知する。あわせて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が本副読本を用いて実施している「患者講義（集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者等を講師として派遣し被害者の声を伝える活動）」について、全国の中学校に周知する。(文部科学省、厚生労働省)
- ③ 感染症患者に対する偏見・差別や人権をテーマとした調査研究事業を行い、研究の成果を踏まえた上で、肝炎患者等に対する偏見・差別の解消に向けた取組を推進する。(厚生労働省)

(ウ) 新型インフルエンザ等の感染者等

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには、令和2年以降、新型コロナが世界的な大流行を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。

とりわけ、新型コロナについては、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなったが、これに加え、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別等の様々な人権問題も深刻な問題となった。新興感染症等に基づく偏見や差別等は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるほか、これに対応する医療従事者等の士気の維持の観点からも防止すべき課題である。

こうした状況を踏まえ、政府においては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」について、令和3年2月にその一部を改正し、差別的取扱い等を防止するための国及び地方公共団体の責務として、広報その他の啓発活動を行うものとする規定（第13条）を設けたほか、同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」について、令和6年7月、新型コロナへの対応の経験やその課題を踏まえた抜本的な見直しを行い、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてもしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であるとされ、こうした社会を目指すに当たり、基本的人権の尊重の実現が一つの目標として掲げられた。

さらに、同行動計画に係る目標を実現するための取組を掲載する「新しい『新型インフルエンザ等対策政府行動計画』における各分野の取組」においては、感染症対策について国民等が適切に判断・行動できるよう、発生前における国民等への情報提供・共有に関する取組として、「偏見・差別等に関する啓発」等を掲げている。

こうした動向等を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染者等に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

- ① 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。（内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省）
- ② 学校教育においては、感染症の予防の教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材の周知や教職員の研修を推進する。（文部科学省）

（エ）（ア）から（ウ）までに共通（人権教育・啓発等）

人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】

（オ）（ア）から（ウ）までに共通（相談・支援等）

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ② 感染症に関連する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）

コ ハンセン病患者・元患者及びその家族

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌の病原性は弱く、仮に感染しても発病する可能性は極めて低い上、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障害を残すことなく治る病気である。

しかし、かつて我が国においては、全ての患者に療養所への入所を強制する強制隔離政策が採られ、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで継続した。こうした長期に

わたる強制隔離政策と、患者の隔離を徹底するために国主導の下各都道府県においてなされた「無らい県運動」という患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われたことにより、ハンセン病が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く国民に浸透し、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別が作出・助長された。例えば、療養所入所者は家族との関係を断たれ、療養所に入所しなかった者や療養所から退所した者も、病歴を周囲に隠して生活せざるを得なかった。患者・元患者の家族も、潜在的な感染者として学校や職場、地域社会等で厳しい差別を受け、就職や結婚の際にも偏見や差別による被害を受けてきた。

平成 13 年 5 月、「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」において、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が言い渡されたこと等を受け、ハンセン病問題の重大性が国民に明らかにされるとともに、ハンセン病患者・元患者に対する損害賠償、名誉回復、福祉増進等の措置が採られるようになった。

その後、平成 21 年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し、現在もなお存在する課題の解決のために、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項が定められた。

また、国際場裡においても、我が国の経験をいかして、ハンセン病に関する偏見や差別の撤廃に向けた取組を推進しており、平成 20 年（2008 年）以降、過去 7 回にわたり、全世界におけるハンセン病患者・回復者及びその家族による人権の享受を実現し、平等な社会参加を妨げる患者等への偏見や差別を撤廃することを目的に、国連人権理事会に「ハンセン病差別撤廃」決議案を主提案国として提出し、いずれも全会一致で採択されている。

さらに、令和元年 7 月には、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決を受けた内閣総理大臣談話において、国のハンセン病隔離政策によって、ハンセン病患者・元患者のみならずその家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が存在し、患者・元患者及びその家族が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府としての深い反省とおわびが示されるとともに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者及びその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示された。

それにもかかわらず、令和 5 年度に実施したハンセン病問題に係る全国的な意識調査の結果等によれば、「ハンセン病元患者の身体に触れる」、「ホテルなどで同じ浴場を利用する」、「ハンセン病元患者の家族と自身の家族が結婚する」といったことに対して抵抗感を示した者が約 2 割に及ぶなど、社会においてハンセン病に対する偏見や差別が根深く残存していることが明らかになっている。

こうした動向等を踏まえ、ハンセン病患者・元患者及びその家族に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

（ア） 人権教育・啓発等

- ① ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見・差別のない社会の実現に向けて、ハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者及びその家族が置かれている現状等への理解を深めるための人権教育・啓発を推進する。また、ハンセン病問題に関する人権教育・啓発を行うに当たっては、かつて国が採った強制隔離政策が誤りであったことを明確に認め、関係省庁が連携・協力して推進する。そ

の上で、ハンセン病問題に関する普及啓発活動等（ハンセン病資料館の運営等を含む。）については、正しい知識の普及にとどまらず、偏見や差別意識が長年の強制隔離政策によって作出・助長されたことに留意し、教育・啓発活動に参加する者がハンセン病問題を自分の課題として捉えられるよう工夫し、当事者性の意識付けを図るとともに、ハンセン病患者やその家族等の当事者からの語りを重視した普及啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、学校や社会が偏見や差別の加害現場となったことを踏まえ、啓発資料の適切な活用等により当事者性の意識付けを図る。（法務省、厚生労働省、文部科学省）

- ② 前記①の人権教育・啓発等においては、ハンセン病患者・元患者及びその家族の生きた証しに係る種々の記録を保存活用し、その名誉の回復を図り、再発を防止するために、国は、国立ハンセン病資料館や各療養所の社会交流会館（資料館）における普及啓発等の充実を図り、その利用について積極的な取組を進める。（法務省、厚生労働省、文部科学省）
- ③ ハンセン病問題に関する国民の意識調査を今後も継続して実施することを検討し、その意識調査の結果等も踏まえ、人権教育・啓発の向上を図るとともに、偏見・差別の解消のために必要な施策を推進していく。（法務省、厚生労働省、文部科学省）
- ④ ハンセン病患者・元患者及びその家族等に対する偏見・差別の解消に向けて、かつて国が採った強制隔離政策などのハンセン病政策の歴史と反省も踏まえ、国連人権理事会への決議案提出やハンセン病差別撤廃に関する特別報告者との協力等を通じ、国際社会において積極的な取組を進める。（外務省）
- ⑤ 国の強制隔離政策によって偏見・差別が作出・助長された問題であることを学ぶというハンセン病問題学習が持つ極めて重要な性格に留意しつつ、人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。また、ハンセン病患者・元患者及びその家族等を含む個別的な人権課題について、教職課程を履修する学生の理解増進を図るため、教職課程を置く大学に対し「教職課程認定申請の手引き」による情報提供や説明会等の機会を通じて周知を行うなどして、各大学における取組を推進する。（文部科学省）

（イ） 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ② ハンセン病患者・元患者及びその家族に関し、日常生活における差別や社会復帰の妨げとなる行為等が発生した場合における相談窓口として、既設の全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口の機能やハンセン病問題に特化した相談窓口の充実に努める。また、そのような行為等が発生した場合における人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応を積極的に行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省、厚生労働省）

- ③ ハンセン病患者・元患者及びその家族等に対する偏見・差別により生じる生活上の不安や苦痛、人権問題の解決を図るため、当事者自身による不安や苦しみの解消のためのピア相談事業等の事業を積極的に実施する。また、全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口との一層の連携を図るとともに、社会復帰者や家族等の社会における共生の場づくりに努める。(法務省、厚生労働省)

サ 刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人等が、地域社会に包摂され、安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、地域社会に立ち戻ったときに受け入れる周囲の理解と協力が必要不可欠である。

平成 28 年 12 月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、同月に施行された。同法は、基本理念の一つに、「犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。」(第 3 条第 1 項)ことを掲げるとともに、「国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする」(第 22 条第 1 項)こととした。

これらを受け、政府は、同法に基づき策定した「再犯防止推進計画」の基本方針の一つに、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点として、「更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。」を掲げた。

また、刑を終えて出所した人等のみならず、その家族に対する偏見や差別の問題もあり、こうした動向等を踏まえ、刑を終えて出所した人等及びその家族に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(ア) 人権教育・啓発等

- ① 刑を終えて出所した人等及びその家族に対する偏見や差別を解消し、刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰に資するよう広報・啓発活動を推進する。(法務省)
- ② 「再犯防止啓発月間」や“社会を明るくする運動”強調月間を中心として、広く国民が犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進する。(法務省)
- ③ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省)【再掲】

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相

談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省)【再掲】

- ② 刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)

シ 犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等がSNS等のインターネット上で書き込まれることなどにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されている。

犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、保護、捜査、公判等の過程における犯罪被害者等の人権への配慮やその置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発等を講ずるほか、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとされた。また、同法に基づき策定された「犯罪被害者等基本計画」においては、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るという目的を達成するため、個々の施策の策定・実施に関し、「国民の総意を形成しながら展開されること」などの基本方針を定めるとともに、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」等の重点課題を掲げている。

こうした動向等を踏まえ、犯罪被害者及びその家族に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(ア) 人権教育・啓発等

- ① 犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるため、「命の大切さを学ぶ教室」の開催や様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動を実施するとともに、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、集中的な広報啓発活動を実施する。(警察庁)
- ② 犯罪被害者及びその家族の人権に対する配慮と保護を求めるための広報・啓発活動を推進する。(法務省)
- ③ 犯罪被害者等の保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るために「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレット及び被害者等向けDVDを作成し、全国の検察庁等に配布するほか、同パンフレットを法務省及び検察庁ウェブサイトに掲載し、情報提供を行う。(法務省)
- ④ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省)【再掲】
- ⑤ 犯罪被害者等への適切な対応を確実にを行うため、警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する教育の充実を図るとともに、地方公共団体の職員に対して犯罪被害者等支援に関する最新の情報を提供する研修等を実施するほか、民間被害者支

援団が行う研修への講師の派遣等の協力を行う。(警察庁)

- ⑥ 検察職員に対して、犯罪被害者等の保護・支援を目的とした諸制度について、各種研修や日常業務における上司による指導等を通じて周知し、適正に運用するよう努める。(法務省)

- ⑦ 更生保護官署関係職員等に対する研修において、犯罪被害者等支援の実務家による講義等を実施することなどにより、犯罪被害者等が置かれている状況等について理解の増進を図る。(法務省)

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省)【再掲】
- ② 犯罪被害者等に対する人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)

ス 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

行方不明事案に対する当局の捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言によって、北朝鮮による拉致の疑いが濃厚である複数の事案が明らかになってきたことを受けて、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動を取っていない。

政府は、令和6年(2024年)までに、既に帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を強力に推し進めるなど、全力で真相究明に努めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際社会においては、平成17年(2005年)以降毎年国連総会本会議で、また、平成20年(2008年)以降毎年国連人権理事会で、拉致問題への言及を含む「北朝鮮人権状況決議」が採択されている。

我が国では、平成17年(2005年)の国連総会決議を踏まえ、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題(以下「拉致問題等」という。)に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。さらに、平成25年1月に設置された拉致問題対策本部において策定された「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」においては、具体的施策の一つとして、「拉致問題を決して風化させないとの決意を新たにし、教育現場を含む国内地域各層及び各種国際場裡にお

ける様々な場を活用して、内外世論の啓発を一層強化する。」ことが明記された。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、この問題に対する不断の関心と認識を深めるための取組が引き続き求められている。

こうした動向等を踏まえ、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(ア) 人権教育・啓発等

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。(全府省庁)
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。(内閣官房、法務省)
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。(内閣官房、総務省、法務省)
- ④ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。(内閣官房、外務省)
- ⑤ 国連総会及び国連人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択等を通じ、拉致問題の解決に向けた国際社会の世論の形成を図る。(外務省)
- ⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省)【再掲】

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省)【再掲】
- ② 北朝鮮当局による人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)

セ 性的マイノリティの人々

令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(以下「理解増進法」という。)が成立し、施行された。

政府は、理解増進法に基づき、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しており、各府省庁が横断的に連携し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとしている。

こうした動向等を踏まえ、性的マイノリティの人々に関する人権教育・啓発において

は、次の取組を積極的に推進する。

(ア) 人権教育・啓発等

- ① 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関し、必要な学術研究等を行うとともに、その結果等を踏まえ、理解増進法第8条に基づく基本計画を策定し、推進する。また、理解増進法の趣旨や性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について、国民一般に対し、広報活動等を通じた知識の着実な普及に努める。(内閣府)
- ② 地方公共団体における職員の採用に当たり、性的指向及びジェンダーアイデンティティといった標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項の把握を行うことは、「地方公務員法」第13条に規定する「平等取扱いの原則」に反しているとの疑念を受けかねないものであることから、改めて採用試験について点検することを依頼したり、各種ハラスメントの防止に向けて、厚生労働省指針等を踏まえ、適切に取り組むことを要請したりするなど、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する地方公共団体の職員の理解増進を図っていく。(総務省)
- ③ 消防大学校に入校する全国の消防本部の幹部職員等を対象とした講義の実施や、各消防本部への性的マイノリティに関する基本的知識や注意事項を掲載したハラスメント教材の配布を通じ、消防職員の性的マイノリティに対する理解促進を図る。(総務省)
- ④ 性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別を解消し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、性的マイノリティの人々の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省)
- ⑤ 性的マイノリティのこども・若者へのきめ細かな対応に資するよう、教職員向けの啓発資料や、支援の事例の提供等の取組を進める。(文部科学省)
- ⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。(文部科学省)【再掲】
- ⑦ 性的マイノリティであるなどの不合理な理由で就職の機会が制限されることを防ぐため、適性と能力に基づいた公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進する。(厚生労働省)

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省)【再掲】
- ② 性的マイノリティに関する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省)

ソ その他

これまでみてきたように、人権課題は社会の変化に伴って新たに生起し、又は顕在化

するものであるため、前記アからセまでの類型に該当しない人権問題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

人権に関わりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設職員、更生保護官署関係職員、出入国在留管理庁職員、学校の教職員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、その他全ての公務員に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとする。関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、各取組においては、これまで生じた問題事例の原因を分析してそれを解消するよう人権に関する研修を強化するなど、関係各府省庁において問題事例を発生させることがないよう人権尊重の理念が徹底されるようにすることが重要である。より効果的な研修を行うため、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが求められる。

また、議会関係者や裁判所職員、マスメディア関係者等についても、それぞれにおいて同様の取組があれば、その促進が図られるよう、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力に努めるものとする。

さらに、「ビジネスと人権」の取組に関し、企業にも人権尊重の責任があるとされていること、このような責任は業種や企業規模、職種を問わず求められることを踏まえ、幅広い企業において、幹部を始め、人権研修が広く行われるよう支援することも求められる。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約1万4,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものとなることを期待することができることから、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 国・地方公共団体の連携

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国においては、人権があらゆる分野に関係する問題であることから、関係府省庁により構成されている「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」の場等を活用し、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、更に連携を強化することが重要である。

また、各地方公共団体における人権教育・啓発の現状に目を向けると、各地方公共団体では、法務省の人権擁護機関等の人権啓発活動を実施する主体との間の横断的ネットワークである「人権啓発活動ネットワーク協議会」は、人権教育・啓発一般に関わる連携のための横断的な組織であって、その場を活用しつつ、各都道府県人権擁護委員連合会・人

権擁護委員協議会や全国の法務局・地方法務局と連携し、各組織が有している問題意識を共有しながら取組が推進されている。人権課題の顕在化の程度は地域によって異なることから、地域の実情を最もよく知る各地方公共団体において、それぞれの地域の課題を独自に把握した上で、人権教育・啓発施策が展開されることは重要であり、今後ともそのような取組を継続することが必要である。

もっとも、人権尊重の理念は普遍的なものである上、流動化が著しい現代社会においては、国内のいずれの地域においても一定水準の人権教育・啓発が行われることも重要であることから、「地域の実情を踏まえた」人権教育・啓発という観点を取り入れることが、各地方公共団体において、特定の人権課題を取り扱わないことを正当化する理由とならないよう留意しなければならない。

イ 人権教育・啓発の具体的な実施主体間の連携

対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関、保育所や児童館などの児童福祉施設及び公民館などの社会教育施設と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における更なる連携強化も重要である。

さらに、女性、こども、高齢者等の人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらの取組をより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携が図られるべきである。

そのほか、人権擁護の分野においては、公益法人、特定非営利活動法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人、特定非営利活動法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。

なお、連携に当たっては、人権教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要であり、研修プログラムや研修教材の充実等を図るなど、人材の育成に向けた取組を積極的に推進していくことが必要である。

なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関や講師等の人材を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

また、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研さんに努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、インターネット等も活用しつつ時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分ではなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、国及び地方公共団体等が発信・作成している人権教育・啓発に関する各種情報

や啓発冊子、ポスター、動画等の各種資料を収集・整理している（公財）人権教育啓発推進センターが運営する「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

（５） 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な教育・啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情及び特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味に鑑みて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して教育・啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な教育・啓発の内容・手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、民間における専門機関等には、教育・啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な教育・啓発の内容・手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への調査・研究委託を行うことも望まれる。

ウ その他

調査・研究委託で提案・報告等された人権教育・啓発の内容・手法を実際に各種啓発活動等において実践し、その啓発効果等を検証した上で、必要に応じて改善を加えていくなどのサイクルを通じて、より効果的な啓発活動につなげていくことが重要である。

（６） （公財）人権教育啓発推進センターの充実

（公財）人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質をいかした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

（７） マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たっては、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝え

るためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始めとする多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイディアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的な活用が望まれる。また、民間の活用に当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等 IT 関連技術の活用

近年、情報化社会の進展に伴い、スマートフォンや SNS 等が登場し、国民の間に広く普及したことによって、情報伝達の媒体としてのインターネットの活用も急速な発展を遂げており、その特性を活用して、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動を推進することが効果的である。

また、人権関係情報の発信等を行うに当たっては、その情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、ウェブサイトの開設やその掲載内容の充実化、SNS や動画配信サイトを活用した情報発信などのインターネットの更なる活用が望まれる。

第 6 章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。

その具体的な推進に当たっては、人権教育・啓発関係府省庁連絡会議を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、地方公共団体が、人権教育・啓発に関する施策を策定・実施する責務を負っており（人権教育・啓発推進法第 5 条）、「国は、人権教育

及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（同法第9条）とされている趣旨を踏まえ、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、適切に対応していく必要がある。

さらに、国際的潮流の動向を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

政府は、人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適切に反映させるなど、本基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適時・適切に対応するため、人権教育・啓発に関する密接な連携・協力のある人権教育・啓発関係府省庁連絡会議において、人権教育・啓発に関する施策の推進方策や推進体制等について不断の検討を行い、必要に応じて本基本計画の見直しを行うものとする。

20世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和がいかにかけがえのないものかを学んだ。とりわけ、人類史上最初の原子爆弾による惨禍を経験した本県にとって、21世紀を迎えた今日、世界の恒久平和の実現は県民の切なる願いである。こうした中で、われわれは、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という、大きな教訓を得た。

日本国憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、何人も侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされている。わが国においては、このような基本的な立場にたって、人権を確立するための諸施策が推進されてきた。

さらに今日、社会の国際化、情報化、高齢化などの進展に伴って、人権を擁護するための新しい取組が必要となっている。こうした情勢のもと、国においては、平成9年7月に「人権教育のための国連10年(※1)」に関する国内行動計画が策定された。さらに平成12年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定された。この法律において、人権教育及び人権啓発を推進することについて、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされたところである。

これらのことを通して、国は、すべての人々の人権が尊重される真に平和で豊かな社会を実現しようとするものである。

本県においては、このような認識に立ち、次の方針に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するものとする。

第1 人権尊重の理念

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、だれもが幸福に生きるために、欠かすことのできない権利である。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人々の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合いその共存を図っていくこと、すなわち、自分を大切にし他人を大切にしていかに生きていくということである。

※1 人権教育のための国連10年：平成6（1994）年12月の国連総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を、「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。「人権教育」を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、各国に様々な活動を行うことを提唱している。

これを受けて日本では、平成9（1997）年7月に、『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が、同推進本部（本部長：内閣総理大臣）から出された。

第2 指針の基本的な考え方

1 指針策定の趣旨

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本県が今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を示すものである。

2 指針の目標

本指針は、県民(※1)が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりを目標とする。

第3 人権教育・啓発の基本的なあり方

人権尊重の理念について、県民相互の理解を深めることを目的として行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きい。

人権教育・啓発の推進に当たっては、県民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において、人権への配慮が、自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚を育むことが重要である。

そのため、県・市町村等の実施主体は、その責務を認識し、創意工夫しながら地道に粘り強く、人権教育・啓発を続けて行く必要がある。

また、人権教育・啓発は、県民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の推進に当たっては、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、政治運動や社会運動との関係を明確に区別して実施しなければならない。

1 人権教育

人権教育は、県民一人ひとりに人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動をいう。

その実施に当たっては、学校教育、社会教育及び家庭教育の場において、それぞれの実施主体が相互の連携を図りながら、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するよう行う必要がある。

2 人権啓発

人権啓発は、県民一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する県民の理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

その実施に当たっては、人権尊重の理念を広く普及し理解されるよう、マスメディア、情報機器等の活用による広報などによって、人権に関する様々な情報を発信し、総合的かつ効果的に行う必要がある。

※1 県民： 県内に暮らす全ての人々。

第4 多様な機会を通じた人権教育・啓発の推進

1 学校等

幼児児童生徒の人権尊重の精神を育む上で、保育、学校教育は、大きな役割を持っている。

幼児期においては、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努める。

小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校(※1)においては、児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領に示されている各教科等の特質に応じ、人権尊重の理念について理解を促し、それが日常生活に活かされるよう努める。

また、児童生徒がそれぞれ一人の人間として尊重されるよう、一人ひとりを大切にする取組を推進する。

大学等においては、幅広い知識と豊かな人間性を育むとともに、社会のあらゆる分野で必要な人材を養成する機能を担っていることから、学生の人権尊重の理念に対する理解をさらに深めるよう努める。

2 地域社会

地域においては、そこで生活する人々が身近な社会生活を通じて様々な人権を認め合い、共存していくことが必要である。

このため、地域の住民が相互の人権を尊重し、共存していくという人権尊重の理念が日常生活の中で根付くよう、多様な学習機会の充実を図る。

3 家庭

幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で、家庭の果たす役割は重要である。

このため、県は、保護者に対する学習機会の充実を図るとともに、これらの学習機会、相談窓口、関係機関などについての情報の提供や相談体制の整備など、家庭教育を支援する取組の一層の充実を図る。

4 職域

民間企業等の事業所の、人権啓発推進に果たす社会的役割には大きなものがあり、事業所内における人権尊重を一層確保するよう努めることが望まれる。

こうしたことから、県は、民間企業等の事業所が自主的に行う、従業員等の啓発への取組に対し、協力・支援を行う。

第5 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県・市町村職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は、特に人権尊重の視点から職務を遂行する必要がある、それぞれの関係機関における研修等の取組を推進する。

※1 盲学校、ろう学校、養護学校：学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により、盲学校、ろう学校、養護学校は特別支援学校になった。

第6 指針の推進

1 推進プランの策定

この指針に基づき、県民一人ひとりが人として尊重され、だれもがいきいきと生活できる社会を形成していくという視点に立ち、人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の諸課題を把握した上で、人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを策定する。

また、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要がある、適宜、人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを見直すものとする。

2 推進体制

この指針に基づく人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内に人権施策推進本部を設置する。

また、人権教育・啓発に関する施策の実施に当たっては、国及び市町村との、一層の連携強化を図るものとする。

3 相談機関相互の連携強化

人権に関する様々な問題についての相談機関の対応が、今後ますます重要になることが予想されることから、本県の各種相談機関をはじめとして、国や市町村の相談機関等との相互の連携強化を図るものとする。

広島県人権教育推進プラン

平成 14 年 12 月策定
広島県教育委員会

はじめに

国は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくため、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成 14 年 3 月）」を策定した。

この中で、現在及び将来にわたる人権擁護上の重要課題をあげ、このような様々な人権問題が生じている根本的な要因として、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が人々の中に十分に定着していない点を指摘し、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人に人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとしている。

本県においても、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため、「広島県人権教育・啓発指針（平成 14 年 5 月）」を策定し、人権教育を人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動とし、その実施に当たっては、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するように行う必要があるとした。

また、県教育委員会としては、人権教育を推進するに当たって、平成 10 年の文部省是正指導（※1）で指摘された趣旨を踏まえ、教育と政治運動や社会運動を明確に区別し、教育の中立性を確保した上で、人権尊重の理念に関する学習の方法や内容などの具体像を学校や市町村に例示することにより、適正な人権教育のあり方を指導する必要がある。

このような諸状況を踏まえ、広島県教育委員会は、広島県人権教育推進プランを策定するものである。

1 人権教育の推進方策

今後の人権教育は、心豊かで文化的な社会の実現に向けて、人権尊重の理念を正しく理解、体得することが必要であるという認識に立って推進するものであり、学校教育と社会教育のそれぞれの特質に留意しつつ、生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的視点からの取り組みを重視し、実施する。

(1) 学校教育における人権教育の推進

- ① 幼児児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。
- ② 学習内容については、人権尊重の理念を単に知識として教えるだけではなく、豊かな感性を育み、日常生活において、他者への配慮が自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚の育成に資するものとする。

※1 文部省是正指導：平成 10 年 5 月 20 日、文部省（現文部科学省）から広島県教育委員会及び福山市教育委員会に対し、学校運営上、法令等に照らして逸脱あるいはそのおそれがあるなど、不適正な実態があるとの指摘がなされ、教育内容及び学校運営については是正を図るとともに、是正状況を文部省へ報告するよう求められたもの。

- ③ 指導に当たっては、人権尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付くよう、自分の自由や権利と同様に他者の自由や権利を大切にすること、また、権利の行使には責任が伴うことなどについて、特に配慮する。

[具体的施策]

- ア 教職員の人権尊重の理念についての正しい理解や指導力の向上を図る研修の充実に努める。
- イ 感性や人権感覚を育む学習教材の研究・開発に努める。
- ウ 学習意欲を高める指導方法の研究・開発に努める。
- エ 人権教育関連資料等の情報データベースの整備(※1)に努める。

(2) 社会教育における人権教育の推進

- ① 公民館等の社会教育施設を中心に行われている人権尊重に関する学習活動や交流活動において、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。
- ② 学習内容については、相互の人権を尊重し、共存していくことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の醸成に資するものとする。
- ③ 学習を実施するに当たっては、各自の自発的学習意思に基づき、誰もが参加しやすく、意見や感想の自由な交換ができるよう留意する。

[具体的施策]

- ア 市町村の社会教育主事等社会教育指導者に対して、人権教育の目的、基本理念を踏まえた研修の充実に努める。
- イ 学級・講座の開設や交流活動など、市町村が行う人権尊重に関する多様な学習機会の提供に対する支援に努める。
- ウ 参加型学習(※2)を取り入れ、学習意欲を高める学習プログラム(※3)の研究・開発に努める。
- エ 人権教育関連資料等の情報データベースの整備に努める。

2 人権教育推進プランの推進

(1) 推進体制

本県の人権教育を適正に推進するため、事務局教育部内に「人権教育推進会議」を設置する。

(2) 人権教育推進プランの見直し

社会経済情勢等の変化に伴い生じる人権に関する新たな課題に応じて、人権教育推進プランを見直すものとする。

※1 情報データベースの整備： 人権教育に関する法令・規則、指導事例、学習プログラムなど、関連するデータを整理・統合し、ネット上で公開することにより、その共用を可能とするシステムの整備。

※2 参加型学習： 知識伝達型である講義形式の学習形態に対し、学習者自らがその知識や体験に基づき、お互いの気づきや考えを共有しながら学習活動に能動的に参加する学習形態。ワークショップ（特定のテーマにそった全員参加による共同討議）、ロールプレイ（異なる立場を身をもって体感する、役割演技）、ディベート（テーマを設定し相対する2組が討議し理論性を競う活動）等の学習手法がある。

※3 学習プログラム： 学習活動を展開するための準備活動から、アイデアの発想、学習目標の設定、学習内容・方法の選択、評価及び学習継続の手だてなど。

4 人権関係年表

年	国連関係	国	広島県
昭和 22 年 (1947)		「教育基本法」施行 「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行	
昭和 23 年 (1948)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行	
昭和 24 年 (1949)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択(昭和 33(1958)年批准)	「民法」一部改正施行	
昭和 25 年 (1950)		「生活保護法」施行	
昭和 26 年 (1951)	「難民の地位に関する条約」採択(昭和 56(1981)年批准)	「児童憲章」宣言	
昭和 27 年 (1952)	「婦人の参政権に関する条約」採択(昭和 30(1955)年批准)		
昭和 35 年 (1960)		「身体障害者雇用促進法」施行	
昭和 40 年 (1965)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択(平成 7(1995)年批准)	「同和対策審議会答申」	
昭和 41 年 (1966)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」採択(昭和 54(1979)年批准) 「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」採択(昭和 54(1979)年批准)		
昭和 42 年 (1967)	「難民の地位に関する議定書」採択		
昭和 44 年 (1969)		「同和対策事業特別措置法」施行	「広島県同和対策基本方針」策定
昭和 45 年 (1970)			「同和教育行政施策の方針」策定 「広島県同和対策事業行政施策の方針」策定
昭和 50 年 (1975)	「障害者の権利に関する宣言」採択		
昭和 54 年 (1979)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択(昭和 60(1985)年批准)		「広島県青少年健全育成条例」施行
昭和 56 年 (1981)	「国連障害者の 10 年」の決議を採択	「同和対策協議会意見具申」 「犯罪被害者等給付金支給法」施行	
昭和 57 年 (1982)		「地域改善対策特別措置法」施行	

年	国連関係	国	広島県
昭和 59 年 (1984)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」 (拷問等禁止条約) 採択(平成 11(1999)年批准)		
昭和 60 年 (1985)	「犯罪及び権力乱用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択		
昭和 61 年 (1986)		「男女雇用機会均等法」施行 「長寿社会対策大綱」決定 「地域改善対策協議会意見具申」	
昭和 62 年 (1987)		「身体障害者雇用促進法」一部改正施行 「地対財特法」施行	
昭和 63 年 (1988)		「身体障害者雇用促進法」一部改正施行(「障害者雇用促進法」に改称)	「広島県女性プラン」策定
平成元年 (1989)	「児童の権利に関する条約」採択(平成 6(1994)年批准)		
平成 2 年 (1990)		「出入国管理及び難民認定法」一部改正施行	
平成 3 年 (1991)		「地域改善対策協議会意見具申」	
平成 4 年 (1992)		「育児・介護休業法」施行 「地対財特法」一部改正施行	「広島県女性プラン(第一次改定)」策定 「広島県青少年健全育成条例」一部改正施行
平成 5 年 (1993)		「障害者基本法」施行 「障害者対策に関する新長期計画」策定	
平成 6 年 (1994)	「人権教育のための国連 10 年」宣言	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」(ハートビル法)施行	
平成 7 年 (1995)		「育児・介護休業法」一部改正一部施行 「高齢社会対策基本法」施行 「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」策定	「広島県福祉のまちづくり条例」施行 「広島県個人情報保護条例」施行
平成 8 年 (1996)		「男女共同参画 2000 年プラン」決定 「高齢社会対策大綱」決定 「地域改善対策協議会意見具申」 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」決定 「らい予防法の廃止に関する法律」施行	

年	国連関係	国	広島県
平成9年 (1997)		「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 「地対財特法」一部改正施行 「アイヌ文化振興法」施行 (「北海道旧土人保護法」廃止)	「広島県青少年健全育成条例」一部改正施行 「法期限後の同和対策について」決定
平成10年 (1998)		「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)一部改正施行 「障害者雇用促進法」一部改正施行	「広島県男女共同参画プラン」策定 「広島県障害者プラン」策定
平成11年 (1999)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	人権擁護推進審議会「人権教育・啓発の在り方について」答申 「男女共同参画社会基本法」施行 「雇用の分野における男女均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律」施行 「育児・介護休業法」全面施行 「児童ポルノ禁止法」施行 「新エンゼルプラン」策定 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 「感染症予防法」施行 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」策定	
平成12年 (2000)		「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「民事法律扶助法」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行 「ストーカー規制法」施行 「児童虐待防止法」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)施行 「外国人登録法」一部改正施行 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 「少年法」一部改正施行	「こども夢プラン21」策定 「ひろしま高齢者プラン2000」策定

年	国連関係	国	広島県
平成 13 年 (2001)		人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方について」答申 「DV防止法」施行 新「高齢社会対策大綱」決定 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」(ハンセン病補償法)施行 「犯罪被害者等給付金支給法」から「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改正施行	「同和対策事業の見直し」決定 「広島県国際化推進プラン2005」策定
平成 14 年 (2002)		「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「障害者基本計画」策定 「障害者プラン～重要施策実施5か年計画」策定 「地対財特法」失効 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)施行	「広島県人権教育・啓発指針」策定 「広島県人権啓発推進プラン」策定 「広島県人権教育推進プラン」策定 「広島県男女共同参画推進条例」施行 「広島県青少年健全育成条例」一部改正施行 「広島県同和対策基本方針」廃止 「同和教育行政施策の方針」廃止 「広島県同和対策事業行政施策の方針」廃止
平成 15 年 (2003)		「次世代育成支援対策推進法」一部施行 「青少年育成施策大綱」策定	「広島県男女共同参画基本計画」策定 「ひろしま高齢者プラン(平成15～19年度)」策定
平成 16 年 (2004)		「DV防止法」一部改正施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」告示 「少子化社会対策大綱」決定 「児童虐待防止法」一部改正施行 「児童福祉法」一部改正施行 「障害者基本法」一部改正施行 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)施行	「広島県青少年健全育成条例」一部改正施行 「広島県障害者プラン」(第2次広島県障害者計画)策定
平成 17 年 (2005)	「人権教育のための世界計画」開始	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「児童福祉法」一部施行 「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「育児・介護休業法」一部改正施行 「発達障害者支援法」施行 「介護保険法」一部改正施行 「障害者雇用促進法」一部改正一部施行 「犯罪被害者等基本法」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定 「個人情報保護法」全面施行	「未来に輝くこども夢プラン」策定 「広島県個人情報保護条例」全部改正施行

年	国連関係	国	広島県
平成 18 年 (2006)	「障害者の権利に関する条約」採択(平成 26(2014)年批准)	「児童福祉法」一部施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)施行 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)一部改正施行 「障害者自立支援法」施行 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	「広島県人権啓発推進プラン」改定 「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「ひろしま高齢者プラン(平成18～20年度)」策定 「ひろしま国際施策推進プラン2010」策定
平成 19 年 (2007)		「障害者雇用促進法」一部改正施行 「更生保護法」施行	「広島県個人情報保護条例」一部改正施行
平成 20 年 (2008)		「DV防止法」一部改正施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」告示 「児童福祉法」一部改正 「児童虐待防止法」一部改正施行 「次世代育成支援対策推進法」一部改正 「青少年育成施策大綱」の策定 「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」採択 「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」施行 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」一部改正施行	
平成 21 年 (2009)		「児童福祉法」一部施行 「次世代育成支援対策推進法」一部施行 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「出入国管理及び難民認定法」一部改正施行 「ハンセン問題基本法」施行	「第4期ひろしま高齢者プラン(平成21～23年度)」策定 「広島県個人情報保護条例」一部改正施行

年	国連関係	国	広島県
平成 22 年 (2010)		「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定 「次世代育成支援対策推進法」一部施行 「児童福祉法」一部施行 「子ども・若者育成支援推進法」施行 「子ども・若者ビジョン」の策定 「育児・介護休業法」一部改正施行 「障害者雇用促進法」一部施行 「出入国管理及び難民認定法」一部改正施行	「みんなで育てる子ども夢プラン」策定 「「減らそう犯罪」第 3 期ひろしまアクション・プラン」（平成 23～27 年）策定
平成 23 年 (2011)		「障害者基本法」一部改正施行 「第 2 次犯罪被害者等基本計画」策定	「広島県人権啓発推進プラン」改定 「広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定 「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次）」策定
平成 24 年 (2012)		「障害者虐待防止法」施行	「広島県子ども・若者計画」策定 「第 5 期ひろしま高齢者プラン（平成 24～26 年度）」策定
平成 25 年 (2013)		「ストーカー規制法」一部改正施行 「いじめ防止対策推進法」施行 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）施行 「障害者基本計画（第 3 次）」策定	「広島県エイズ対策推進プラン」策定
平成 26 年 (2014)		「DV 防止法」一部改正施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」告示 「児童ポルノ禁止法」改正施行	「広島県いじめ防止基本方針」策定 「広島県障害者プラン」（第 3 次広島県障害者計画）策定 「広島県個人情報保護条例」一部改正施行
平成 27 年 (2015)		「女性活躍推進法」一部施行 「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定 「次世代育成支援対策推進法」施行（時限立法：10 年間延長） 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」策定	「広島県子ども・若者計画（第 2 次）」策定 「ひろしまファミリー夢プラン」策定 「第 6 期ひろしま高齢者プラン（平成 27～29 年度）」策定 「「減らそう犯罪」第 4 期ひろしまアクション・プラン」（平成 28～令和 2 年）策定 「広島県個人情報保護条例」一部改正施行

年	国連関係	国	広島県
平成 28 年 (2016)		「女性活躍推進法」全面施行 「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行 「障害者差別解消法」施行 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「部落差別解消法」施行 「ヘイトスピーチ解消法」施行 「再犯防止推進法」施行 「第 3 次犯罪被害者等基本計画」策定	「広島県人権啓発推進プラン」改定 「広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定 「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 3 次）」策定 「広島県個人情報保護条例」一部改正施行
平成 29 年 (2017)		「ストーカー規制法」一部改正施行 「技能実習法」施行 「再犯防止推進計画」策定 「個人情報保護法」一部改正施行	「広島県個人情報保護条例」一部改正施行
平成 30 年 (2018)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「児童福祉法及び児童虐待防止法の一部を改正する法律」施行 新「高齢社会対策大綱」決定 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「障害者文化芸術推進法」施行 「障害者基本計画（第 4 次）」策定 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」改正 「青少年インターネット環境整備法」一部改正施行	「第 7 期ひろしま高齢者プラン（平成 30～令和 2 年度）」策定 「広島県エイズ対策推進指針」策定
平成 31 年 令和元年 (2019)		「認知症施策推進大綱」決定 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「ハンセン病問題基本法」改正 「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「アイヌ施策推進法」施行	「第 4 次広島県障害者プラン」策定 「広島県感染症予防計画」改訂
令和 2 年 (2020)		「DV 防止法」一部改正施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」告示 「労働施策総合推進法」一部改正施行 「男女雇用機会均等法」一部改正施行 男女共同参画基本計画（第 5 次）策定 「育児・介護休業法」一部改正施行 「女性活躍推進法」一部改正施行 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」施行 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」施行	「ひろしま子供の未来応援プラン」策定 「広島県地域福祉支援計画」策定 「減らそう犯罪」第 5 期ひろしまアクション・プラン」（令和 3～7 年）策定

年	国連関係	国	広島県
令和3年 (2021)		「育児・介護休業法」一部改正施行 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正施行 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行 「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等の一部を改正する法律」施行	「広島県人権啓発推進プラン」改定 「わたらしい生き方応援プランひろしま（第5次）」策定 「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」策定 「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」策定
令和4年 (2022)	国連の障害者権利委員会による第1回政府報告対面審査	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「育児・介護休業法」一部改正施行 「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」施行 「刑法等の一部を改正する法律」施行 「プロバイダ責任制限法」一部改正施行	「広島県犯罪被害者等支援条例」施行
令和5年 (2023)		「男女共同参画基本計画（第5次）」（一部変更）策定 「こども基本法」施行 「こども大綱」策定 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国の理解の増進に関する法律」施行 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」施行	「第9期ひろしま高齢者プラン（令和6～令和8年度）」策定
令和6年 (2024)	国連の子どもの権利委員会による第5回政府報告対面審査	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正施行 「児童福祉法等」一部改正施行 「子ども・若者育成支援推進法」改正 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行 「高齢社会対策大綱」策定 「障害者差別解消法」一部改正施行 「育成就労制度」創設	「第5次広島県障害者プラン」策定 「第2期広島県地域福祉支援計画」策定
令和7年 (2025)		「育児・介護休業法」一部改正施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 「労働施策総合推進法」改正 「男女雇用機会均等法」改正 「男女共同参画社会基本法」改正 「独立行政法人男女共同参画機構法」一部施行 「配偶者暴力防止法」一部改正施行 「刑法等の一部を改正する法律」施行 「情報流通プラットフォーム対処法」施行 「人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）策定」	「広島県少年健全育成条例」一部改正 「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」策定 「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」施行 「広島県手話言語条例」施行 「「減らそう犯罪」第6期ひろしまアクション・プラン」（令和8～12年）策定

年	国連関係	国	広島県
令和8年 (2026)		「男女共同参画基本計画（第6次）」策定 「性的指向及びジェンダーアイデンティ ティの多様性に関する国民の理解の増進 に関する基本的な計画」策定	「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビ ジョン」改定 「広島県DV防止・女性支援計 画」策定 「わたらしい生き方応援プラ ンひろしま（第6次）」策定 「第2次広島県再犯防止推進計 画」策定「広島県人権啓発推進 プラン（第6次）」策定